

資料編

1. 東大阪市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 東大阪市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童及び母子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月31日規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

3. 東大阪市社会福祉審議会委員名簿

平成 25 年 5 月 24 日現在 (50 音順、敬称略)

氏名	所属	障害者福祉 専門分科会
朝日 輝男	東大阪市民健康づくり推進協議会副会長	
新崎 国広	大阪教育大学准教授	
安西 勝美	東大阪市人権擁護委員会常務委員	
稲森 公嘉	京都大学大学院法学研究科教授	
井上 寿美	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科講師	
江浦 保	東大阪市社会福祉協議会会長	
大西 雅裕	神戸女子大学文学部教育学科教授	○
岡 修一郎	東大阪市議会議員	
奥山 知也	東大阪市私立保育会書記	
小野 剛	連合東大阪地区協議会事務局次長	
勝山 真介	東大阪市社会福祉事業団東大阪市療育センター長	○
坂本 ヒロ子	東大阪市手をつなぐ親の会会長	○
塩田 清人	東大阪市議会議員	
関川 芳孝	大阪府立大学人間社会学部教授	
田中 米男	東大阪市身体障害者福祉協議会会長	○
辻本 謙嗣	東大阪市福祉施設会会長	
中川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部教授	
永見 恵子	東大阪市自治協議会常任理事	
西口 亮	東大阪労働組合総連合事務局長	
西島 善久	東大阪市高齢者介護施設会会長	
福永 亮碩	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会会長	
藤並 マサ子	東大阪市母子寡婦福祉会母子部長	
松浦 隆	東大阪市校区福祉委員会連合会委員長	
松嶋 剛	東大阪市人権長瀬地域協議会会長	○
松田 敏明	弁護士	
松端 克文	桃山学院大学社会学部教授	○
松村 暢彦	大阪大学大学院工学研究科准教授	○
松本 喜美子	東大阪市意岐部地域人権協会役員	
三星 昭宏	関西福祉科学大学客員教授	
宮田 良一	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会会長	○
山野 忠	東大阪労働団体連絡協議会委員	○
山野 則子	大阪府立大学人間社会学部教授	
吉田 隆行	東大阪市老人クラブ連合会副会長	

4. 東大阪市障害者計画等策定合同会議設置要綱

(名称)

第1条 障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「東大阪市障害者計画」という）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づき業務の円滑な実施に関する計画（以下「東大阪市障害福祉計画」という）の両計画を総称して東大阪市障害者計画等という。

(設置)

第2条 東大阪市障害者計画等を策定するにあたり、地域の実情に即した実効性のある内容とするため、あらかじめ、サービスを利用する障害者等幅広い関係者より意見を聴取するために、東大阪市障害者計画等策定合同会議（以下「合同会議」という。）を設置する。

(目的)

第3条 合同会議は、両計画を策定するにあたり、次の各号に掲げる事項について意見集約することを目的とする。

- (1) 身体、知的、精神の三障害の一元化の下で、数値目標を含む障害福祉サービスの適切な基盤整備に関する事項
- (2) 地域生活移行や就労支援などを進める観点から、地域住民、企業など幅広い参加の促進、及び地域社会の理解を深めるための啓発・広報活動に関する事項
- (3) 福祉分野のみならず、教育、医療、雇用といった分野を超えた総合的取り組みの推進及び地域ネットワークの強化などに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、両計画を策定するにあたり必要な事項

(組織)

第4条 合同会議は、次の各号に掲げる組織から委員を選出し、その委員を23名以内とする。

- (1) 東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
- (2) 東大阪市自立支援協議会
- (3) 東大阪市こころの健康推進連絡協議会
- (4) 東大阪市障害者計画等策定懇話会

(任期)

第5条 委員の任期は、当該計画策定が完了するまでとする。

(議長及び副議長)

第6条 合同会議には、議長及び副議長を置く。

2 議長は、東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の会長が任につくものとする。

3 副議長は、合同会議委員の互選により定め、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 合同会議は、議長が招集する。

(関係者の出席)

第8条 合同会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 合同会議の庶務は、福祉部障害者支援室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、合同会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月9日から施行する。

5. 東大阪市障害者計画等策定合同会議委員名簿

(所属ごとに50音順、敬称略)

所 属		氏 名
東大阪市社会福祉 審議会障害者福祉 専門分科会	神戸女子大学文学部教育学科	大西 雅裕
	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市療育センター長	勝山 真介
	東大阪市手をつなぐ親の会	坂本 ヒロ子
	東大阪市身体障害者福祉協会	田中 米男
	東大阪市人権長瀬地域協議会	松嶋 剛
	桃山学院大学社会学部	松端 克文
	大阪大学大学院工学研究科	松村 暢彦
	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会	宮田 良一
	東大阪労働団体連絡協議会	山野 忠
東大阪市自立支援 協議会	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団常務理事	岡井 哲明
	障害当事者のうち市長が定める者（公募委員）	楠 敏雄
	地域ケアに関する学識経験者（法円坂法律事務所）	高橋 昌子
	障害者を雇用している企業の代表（株式会社 白栄舎）	高見 正章
	相談支援事業者の代表（地域生活支援センターふう）	湯村 佳菜
東大阪市こころの 健康推進連絡協議 会	社会福祉法人ハートケア東大阪	安藤 麗子
	社会福祉法人鴻池福祉会 花園生活支援センター	高取 佳代
	有限会社オラシオン	辻本 直子
	医療法人聖和錦秀会 阪本病院	三好 裕子
東大阪市障害者計 画等策定懇話会	公募委員（障害当事者）	伊藤 芳子
	公募委員（障害当事者）	永松 恵理
	公募委員（障害当事者）	松永 裕介
	公募委員（事業所）	地村 貴士
	公募委員（事業所）	桧尾 めぐみ

6. 東大阪市自立支援協議会運営規約

(趣旨)

第1条 この規約は、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年東大阪市条例第2号）、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東大阪市規則第46号）その他別に定めがあるもののほか、東大阪市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害福祉計画の推進状況の点検及び進行管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は別表1に掲げる者をもって組織する。

2 本協議会に助言をする者としてオブザーバーを置くことができる。

(運営委員会)

第4条 個別の事例に関わる関係機関の担当者をもって行う個別ケア会議での課題を協議するため、協議会に運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会の委員は、別表2に掲げる機関等の実務担当者をもって組織する。

(専門部会)

第5条 継続した協議、調整を必要とする課題については専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、個別の課題について関わる関係機関の担当者をもって組織し、協議会の承認を得て設置し、協議会にその活動内容を報告し承認を得ることとする。

3 専門部会の長は、部会の内容を事務局に報告する。

(関係者の出席)

第6条 協議会、運営委員会及び個別ケア会議（以下「協議会等」という。）は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(障害福祉計画策定等会議への出席)

第7条 協議会の会長は、その指名する委員に障害福祉計画策定等の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福祉部障害者支援室において処理する。ただし、協議会の事務局については、障害者の生活支援で十分な実績がある指定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第32条に規定する者をいう。）に委託することができる。

(守秘義務)

第9条 協議会等の委員は、会議等で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

相談支援事業者の代表
 指定障害福祉サービス事業者の代表
 東大阪障害児者福祉施設連絡会の代表
 東大阪市障害者就業・生活支援センターの代表
 東大阪成年後見支援センターの代表
 高齢介護等の関係機関の代表
 東大阪若者サポートステーションの代表
 障害当事者のうち市長が定める者
 地域ケアに関する学識経験者
 障害者を雇用している企業の代表
 布施公共職業安定所業務部長
 大阪府東大阪子ども家庭センター所長
 大阪府立東大阪支援学校長
 大阪府立八尾支援学校長
 大阪府立たまがわ高等支援学校長
 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団常務理事
 財団法人東大阪市雇用開発センター専務理事
 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会事務局長
 東大阪市副市長
 東大阪市経済部長
 東大阪市福祉部長
 東大阪市子どもすこやか部長
 東大阪市健康部長
 東大阪市教育委員会教育監

 オブザーバー
 大阪府障がい者自立相談支援センターの代表
 大阪府こころの健康総合センターの代表

別表2（第4条第2項関係）

相談支援事業者（市内8ヶ所）
 指定障害福祉サービス事業者
 東大阪障害児者福祉施設連絡会
 東大阪市障害者就業・生活支援センター
 東大阪成年後見支援センター
 高齢介護等の関係機関
 東大阪若者サポートステーション
 布施公共職業安定所（障害者雇用担当）
 大阪府障がい者自立相談支援センター
 大阪府東大阪子ども家庭センター
 大阪府こころの健康総合センター
 大阪府立東大阪支援学校（進路担当）
 大阪府立八尾支援学校（進路担当）
 大阪府立たまがわ高等支援学校（進路担当）
 東大阪市療育センター
 財団法人東大阪市雇用開発センター
 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
 東大阪市経済部労働雇用政策室
 東大阪市福祉部障害者支援室
 東大阪市東福祉事務所（障害福祉係）
 東大阪市中福祉事務所（障害福祉係）
 東大阪市西福祉事務所（障害福祉係）
 東大阪市子どもすこやか部子ども家庭室
 東大阪市健康部保健所健康づくり課
 東大阪市保健所東保健センター
 東大阪市保健所中保健センター
 東大阪市保健所西保健センター
 東大阪市教育委員会学校教育推進室
 東大阪市教育委員会教育センター

【部会】

就労部会

- ・ 雇用開発センター
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 若者サポートステーション
- ・ 布施公共職業安定所
- ・ 就労支援ネットワークの代表
- ・ 就労移行支援事業所の代表
- ・ こころの健康推進連絡協議会の代表
- ・ 障害児者福祉施設連絡会の代表
- ・ 大阪府総合福祉協会（JLS）
- ・ 子ども家庭センター
- ・ たまがわ高等支援学校
- ・ 東大阪支援学校
- ・ 八尾支援学校東校
- ・ 相談支援事業所
- ・ 経済部 労働雇用政策室
- ・ 健康部 健康づくり課
- ・ 福祉部 障害者支援室

▽ 発達障害分科会

- ・ 障害福祉サービス事業所
- ・ 雇用開発センター
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 若者サポートステーション
- ・ 布施公共職業安定所
- ・ 学識者
- ・ 相談支援事業所
- ・ 健康部 保健センター
- ・ 福祉部 障害者支援室

こども部会

- ・ 療育センター
- ・ 東大阪支援学校
- ・ 八尾支援学校
- ・ 子ども家庭センター
- ・ 相談支援事業所
- ・ 教育委員会 学校教育推進室
- ・ 同 教育センター
- ・ 健康部 健康づくり課
- ・ 子どもすこやか部 子育て支援課
- ・ 同 子ども見守り課
- ・ 福祉部 障害者支援室

▽ 発達障害サポートシート検討分科会

- ・ 保護者会
- ・ 療育センター
- ・ 東大阪支援学校
- ・ 八尾支援学校
- ・ 相談支援事業所
- ・ 教育委員会 教育センター
- ・ 同 学校教育推進室
- ・ 健康部 健康づくり課
- ・ 子どもすこやか部 子ども見守り課
- ・ 同 子育て支援課
- ・ 福祉部 障害者支援室

くらし部会

- ・ 障害児者福祉施設連絡会の代表
- ・ 障害福祉サービス事業所
- ・ 療育センター
- ・ 東大阪支援学校
- ・ 相談支援事業所
- ・ 健康部 健康づくり課
- ・ 福祉部 障害者支援室

権利擁護部会

- ・ 東大阪成年後見支援センター
- ・ こころの健康推進連絡協議会の代表
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 高井田障害者センター
- ・ 相談支援事業所
- ・ 健康部 保健センター
- ・ 子どもすこやか部 子育て支援課
- ・ 同 子ども見守り課
- ・ 福祉部 福祉事務所
- ・ 福祉部 障害者支援室

地域移行・地域定着部会

- ・ 相談支援事業所
- ・ 健康部 健康づくり課
- ・ 福祉部 障害者支援室

▽ グループホーム分科会

- ・ 障害福祉サービス事業所
- ・ 相談支援事業所
- ・ 福祉部 障害者支援室

▽ 地域移行課題検討分科会

- ・ 医療機関
- ・ 障害福祉サービス事業所
- ・ 大阪府こころの健康総合センター
- ・ 相談支援事業所
- ・ 健康部 健康づくり課
- ・ 健康部 保健センター
- ・ 福祉部 障害者支援室

7. 東大阪市こころの健康推進連絡協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と、社会経済活動への参加の促進のために必要な支援を行い、市民のこころの健康の保持及び増進に努めることを目的として、東大阪市こころの健康推進連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 1 精神障害者の福祉の増進と、社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進支援に関すること。
- 2 精神障害に関する正しい知識の普及と啓発に関すること。
- 3 その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は15名以内の委員で組織する。

- 2 委員は次の各号に掲げるもののうちから健康部長が依頼又は指名する。
 - (1) 本市内において、精神医療保健福祉事業を実施している団体
 - (2) 本市健康部及び福祉部職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長若干名を置く。

- 2 会長は健康部保健所長をもって充て、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選により定め、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会議を開くものとする。

- 2 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(実務担当者会議)

第7条 協議会に、その目的達成に向けて地域の状況を把握し、所掌事務の具体的な活動等について協議するため実務担当者会議を置く。

- 2 実務担当者会議の委員は、別表に掲げる機関等の実務担当者をもって充てる。
- 3 実務担当者会議は会長が招集し、議長は会長が指名する。

(部会)

第8条 協議会に、所掌事務の個別の課題を協議するため次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) アルコール問題予防部会
- 2 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者の出席)

第9条 協議会は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康部保健所健康づくり課において処理する。

(守秘義務)

第11条 協議会委員等は、会議等で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

8. 東大阪市福祉推進委員会設置規程

平成5年11月4日東大阪市訓令第13号

(設置)

第1条 本市における社会福祉に関する計画その他の社会福祉に関する事項を円滑かつ効果的に推進するため、東大阪市福祉推進委員会（以下「福祉推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 福祉推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉に関する計画の策定に関すること。
- (2) 社会福祉に関する計画に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 福祉推進委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は担当副市長を、副委員長は教育長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、福祉推進委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 福祉推進委員会は、必要に応じて会議を開くものとする。

2 福祉推進委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

3 福祉推進委員会は、必要に応じて委員長、副委員長及び委員の一部で構成する課題別会議を開くことができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、福祉推進委員会の会議に関係職員の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 福祉推進委員会に幹事をもって組織する幹事会を置く。

2 幹事会は、福祉推進委員会の所掌事務の具体的事項につき協議し、検討する。

3 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。この場合において、室次長又は所次長の職にある者が2人以上いるときは、所属長の指名する者とする。

4 幹事会の会議は、福祉部の次長又は室長のうち福祉部長が指名する者（以下「幹事会主宰者」という。）が招集し、これを主宰する。

5 幹事会は、必要に応じて幹事の一部で構成する課題別会議を開くことができる。

6 幹事会主宰者は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係職員の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 福祉推進委員会及び幹事会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、福祉推進委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この訓令は、令達の日から施行する。

2 東大阪市地域福祉計画推進委員会設置規程（平成元年東大阪市訓令第1号）及び国際障害者年東大阪市長期行動計画推進本部設置規程（昭和58年東大阪市訓令第10号）は、廃止する。

付 則（平成6年3月31日訓令第3号）抄

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月17日訓令第10号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中東大阪市事務専決規程第 2 条第 3 号及び第 4 号の改正規定、同訓令別表第 2 病院の医局、看護部及び薬局に関する専決事項の改正規定並びに同表病院事務局に関する専決事項の改正規定中第 8 号及び第 10 号の改正規定並びに第 2 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 31 日訓令第 10 号）

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 11 月 14 日訓令第 14 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日訓令第 10 号）抄

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

1 この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 東大阪市次世代育成支援対策推進委員会設置規程（平成 16 年東大阪市訓令第 6 号）は、廃止する。

附 則（平成 17 年 6 月 1 日訓令第 23 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日訓令第 5 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 8 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 31 日訓令第 14 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 17 日訓令第 11 号）

この訓令は、平成 20 年 6 月 17 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 2 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 23 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

別表第1（第3条第3項関係）

危機管理監
 市長公室長
 経営企画部長
 行政管理部長
 財務部長
 人権文化部長
 協働のまちづくり部長
 市民生活部長
 税務部長
 経済部長
 福祉部長
 子どもすこやか部長
 健康部長
 環境部長
 建設局長
 建設局都市整備部長
 建設局土木部長
 建設局建築部長
 総合病院事務局長
 消防局長
 上下水道局長
 上下水道局経営企画室長
 上下水道局水道総務部長
 上下水道局下水道部長
 教育委員会事務局教育総務部長
 教育委員会事務局学校管理部長
 教育委員会事務局社会教育部長

別表第2（第6条第3項関係）

危機管理室次長
 市長公室秘書室次長
 経営企画部企画室次長
 人権文化部文化国際課長
 協働のまちづくり部市民協働室次長
 市民生活部市民総務室次長
 税務部税制課長
 経済部経済総務課長
 福祉部福祉企画課長
 福祉部生活福祉室次長
 福祉部障害者支援室次長
 福祉部高齢介護室高齢介護課長
 子どもすこやか部子ども家庭室こども家庭課長
 子どもすこやか部子ども家庭室子育て支援課長
 子どもすこやか部子ども家庭室子ども見守り課長
 健康部保健所地域健康企画課長
 健康部保健所健康づくり課長
 環境部環境企画課長
 建設局建設企画総務室次長
 建設局都市整備部都市整備庶務課長
 建設局土木部土木環境課長
 建設局建築部住宅政策課長
 総合病院事務局総務課長
 消防局総務部総務課長
 上下水道局経営企画室次長
 上下水道局水道総務部総務課長
 上下水道局下水道部下水道計画総務室次長
 教育委員会事務局教育企画室次長
 教育委員会事務局学校教育推進室次長
 教育委員会事務局教育センター次長
 教育委員会事務局教育総務部総務課長
 教育委員会事務局学校管理部学事課長
 教育委員会事務局社会教育部社会教育課長
 教育委員会事務局人権教育室次長

9. 策定の経緯（詳細）

日程	委員会等名称	報告・議事内容等
平成二十五年	5月24日（金） 14：00～16：00	第1回東大阪市社会福祉審議会 ○新障害者プラン進捗状況について ○第3次東大阪市障害者プランの策定について
	7月9日（火） 10：00～12：00	第1回東大阪市障害者計画策定合同会議 ○合同会議の位置付けについて ○委員紹介 ○自立支援協議会運営報告 ○策定スケジュールについて ○東大阪市障害者ニーズ調査案について
	7月25日（木）～ 8月9日（金）	東大阪市障害者ニーズ調査の実施
	9月24日（火） 10：00～12：00	第2回東大阪市障害者計画策定合同会議 ○東大阪市障害者ニーズ調査結果について ○第3次東大阪市障害者プラン施策体系案について
	11月5日（火） 10：00～12：00	第3回東大阪市障害者計画策定合同会議 ○第3次東大阪市障害者プラン骨子案について
	11月6日（水） 10：00～11：00	東大阪市福祉推進委員会幹事会 ○第3次東大阪市障害者プランの策定について
	12月18日（水）	パブリックコメントの募集開始 ○東・中・西の福祉事務所、保健センター、本庁の市政情報相談課、障害者支援室の窓口、市のウェブサイト第3次東大阪市障害者プラン素案を公表
	12月24日（火） 10：00～12：00	第4回東大阪市障害者計画策定合同会議 ○第3次東大阪市障害者プラン素案について
平成二十六年	1月上旬	東大阪市福祉推進委員会の委員・幹事等による計画素案の点検 ○委員・幹事等に第3次東大阪市障害者プラン素案を配布 ○委員・幹事等による第3次東大阪市障害者プラン素案の点検・精査
	1月8日（水） 9日（木） 14日（火）	第3次東大阪市障害者プラン策定に係る市民説明会 東・中・西地域において1回ずつ開催
	1月17日（金）	パブリックコメントの募集終了
	2月10日（月） 10：00～12：00	第5回東大阪市障害者計画策定合同会議 ○第3次東大阪市障害者プラン案について
	2月21日（金） 14：00～15：30	第2回東大阪市社会福祉審議会 ○第3次東大阪市障害者プラン案の承認

10. 障害者に係る基礎データ

(1) 障害者の状況

東大阪市の人口に占める身体障害者手帳所持者の比率をみると、平成20年度の3.7%から年々増加し平成25年度には4.7%となっています。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では人口に占める比率に若干の増加がみとめられます。

各手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者数では平成20年度の18,754人から年々増加し、平成25年度には23,778人となっています。

療育手帳所持者数では平成20年度の3,260人から年々増加し、平成25年度には4,145人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数では平成20年度の2,398人から年々増加し、平成25年度には3,353人となっています。

表 東大阪市の人口と手帳所持者数の推移

(単位：人、%)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人口		508,253	506,568	505,391	504,506	503,378	502,164
身体障害者手帳	人数	18,754	20,120	21,157	22,257	22,778	23,778
	構成比	3.7	4.0	4.2	4.4	4.5	4.7
療育手帳	人数	3,260	3,266	3,625	3,797	3,949	4,145
	構成比	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8
精神障害者保健福祉手帳	人数	2,398	2,508	2,753	2,978	3,153	3,353
	構成比	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7
手帳所持者数		24,412	25,894	27,535	29,032	29,880	31,276
対人口比		4.8	5.1	5.4	5.8	5.9	6.2

* 各年度4月1日現在

* 上記、構成比とは人口に対する手帳所持者数の比率を示しています。

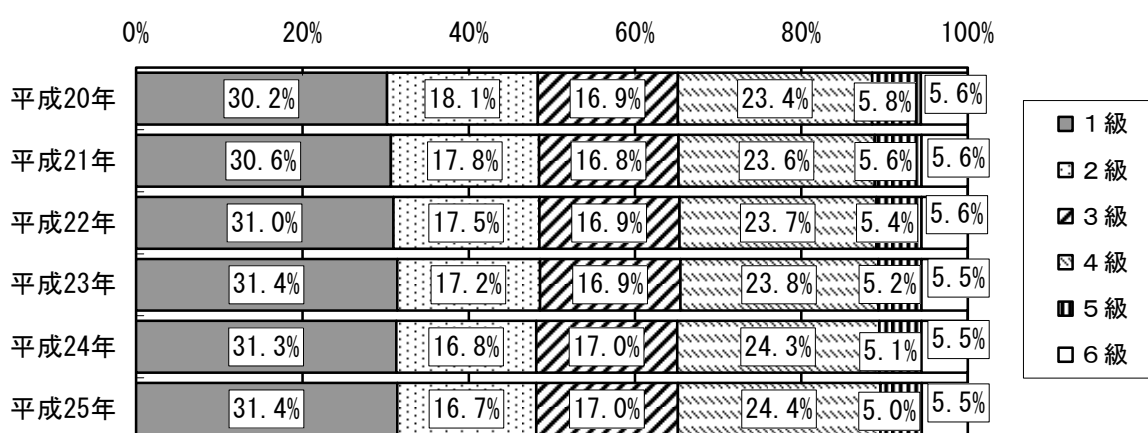
* 人口は「住民基本台帳人口及び外国人登録人口」

資料：東大阪市障害者支援室、東大阪市保健所健康づくり課

身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移をみると、1級では平成20年の30.2%から概して増加傾向にあり、平成25年には31.4%となっています。平成20年4月1日から平成25年4月1日現在までの比率の差をみると、1級（1.2ポイント増）と4級（1.0ポイント増）が増加傾向にあります。2級（1.4ポイント減）と5級（0.8ポイント減）は減少傾向にあり、3級と6級はほぼ同様の比率で大きな変化はみられません。

このように、1級の比率が他の等級より増加しており、身体障害者手帳所持者の全体像としては年々重度化していることがうかがえます。

図 身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移



* 各年度4月1日現在

資料：東大阪市障害者支援室

身体障害の種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成20年から平成25年にかけて種類別のすべてで所持者数が年々増加しています。平成20年4月1日から平成25年4月1日現在までの人数の増加をみると、音声・言語障害の2.0倍が最も多く、次いで内部障害の1.4倍となっています。

表 身体障害の種類別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
視覚障害	1,350	1,398	1,437	1,466	1,469	1,506
聴覚障害	1,522	1,627	1,691	1,775	1,788	1,841
音声・言語障害	84	102	121	136	161	166
肢体不自由	10,948	11,646	12,193	12,698	12,968	13,521
内部障害	4,850	5,347	5,715	6,182	6,392	6,744
合計	18,754	20,120	21,157	22,257	22,778	23,778

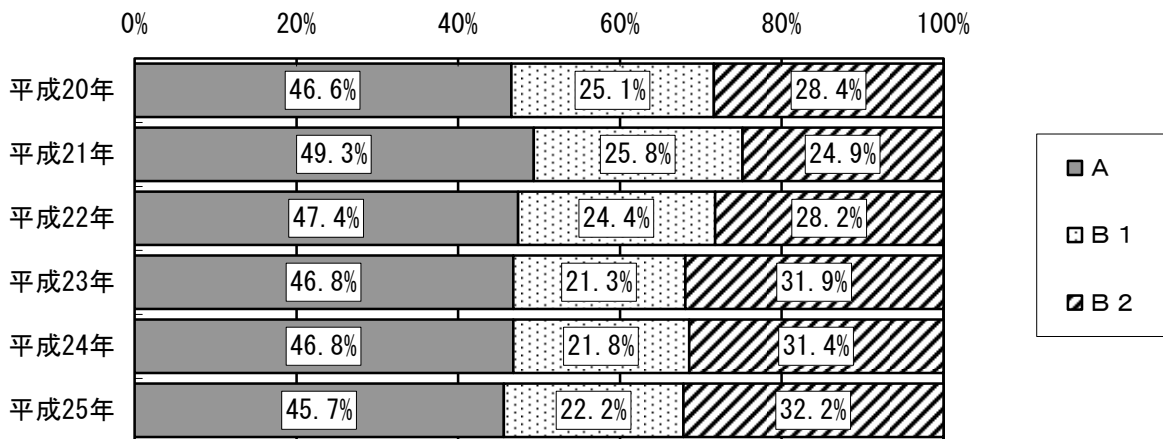
* 各年度4月1日現在

資料：東大阪市障害者支援室

療育手帳所持者の障害程度別比率の推移をみると、AとB1では平成21年（49.3%、25.8%）から概ね減少傾向にあり、平成25年にはそれぞれ45.7%と22.2%となっています。一方、B2では平成21年の24.9%から概ね増加傾向にあり、平成25年には32.2%となっています。

このように、B2の比率が増加しているのは、年々増える療育手帳所持者の中で新たに手帳を所持する人に軽度の方が多くみられることが要因の一つと考えます。

図 療育手帳所持者の障害程度別比率の推移



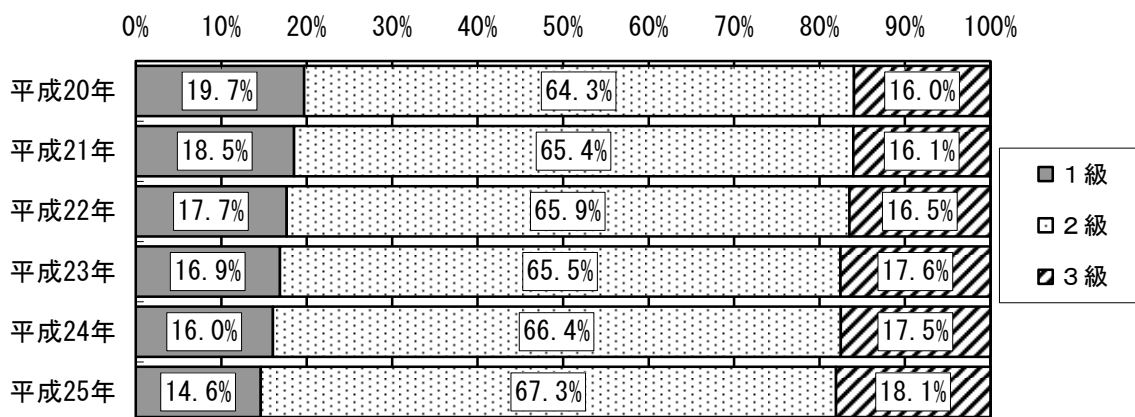
* 各年度4月1日現在

資料：東大阪市障害者支援室

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別比率の推移をみると、1級では平成20年の19.7%から年々減少し、平成25年には14.6%となっています。一方、2級と3級では平成20年(64.3%、16.0%)から概ね増加傾向にあり、平成25年にはそれぞれ67.3%と18.1%となっています。

このように、2級と3級の比率が増加しているのは、年々増える精神障害者保健福祉手帳所持者の中で新たに手帳を所持する人に軽度の方が多くみられることが要因の一つと考えます。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別比率の推移



* 各年度4月1日現在

資料：東大阪市保健所健康づくり課

自立支援医療費（精神通院医療）受給者数をみると、平成20年の5,361人から年々増加し、平成25年には7,231人となっています。自立支援医療費（精神通院医療）受給者数は精神障害者保健福祉手帳所持者数の倍以上となっており、手帳を所持していない精神障害者が相当いることが予測されます。

表 自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

(単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
自立支援医療費 (精神通院医療) 受給者	5,361	6,165	6,398	6,588	6,612	7,231

* 各年度4月1日現在

資料：東大阪市保健所健康づくり課

平成25年の年齢区分別比率をみると、身体障害者手帳所持者では65歳以上が70.7%で最も多く、次いで18～64歳(27.8%)となっています。平成25年の療育手帳所持者では18～64歳が68.1%で最も多く、次いで0～17歳(27.3%)となっています。平成25年の精神障害者保健福祉手帳所持者では18～64歳が80.0%で最も多く、次いで65歳以上(17.9%)となっています。

身体障害者手帳所持者では平成20年から平成25年にかけて65歳以上の比率が7.4ポイント増加するなど、より一層、高齢者の占める比率が多くなっています。また、療育手帳所持者では平成20年から平成25年にかけて、18～64歳の比率と65歳以上の比率が増加しています。一方、精神障害者保健福祉手帳所持者では平成20年から平成25年にかけて65歳以上の比率が3.5ポイント減少し、64歳以下の比率が3.5ポイント増加しています。

表 3 障害別の年齢区分別比率

(単位：%)

		0～17歳	18～64歳	65歳以上
身体障害者手帳所持者	平成20年	1.9%	34.8%	63.3%
	平成25年	1.5%	27.8%	70.7%
療育手帳所持者	平成20年	29.6%	67.0%	3.4%
	平成25年	27.3%	68.1%	4.6%
精神障害者保健福祉手帳所持者	平成20年	78.6%		21.4%
	平成25年	2.1%	80.0%	17.9%

* 平成20年、平成25年、4月1日現在

資料：東大阪市障害者支援室、東大阪市保健所健康づくり課

障害程度区分別に認定を受けている人をみると、平成20年度から平成25年度のいずれの年度でも区分3が最も多く、平成25年度には782人になっています。区分2～6については概して増加傾向にあります。特に区分6は増加率が最も大きく、平成20年度には4番目(289人)に多かったのが、平成22年度には3番目(361人)になり、平成25年度には2番目(623人)になっています。

表 障害程度区分の認定

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
区分1	62	56	40	49	60	63
区分2	308	355	405	479	537	606
区分3	475	531	582	624	732	782
区分4	309	338	361	388	447	513
区分5	262	276	297	327	407	404
区分6	289	301	361	421	521	623
合計	1705	1857	2046	2288	2704	2991

* 各年度4月1日現在

資料：東大阪市障害者支援室

(2) 啓発・交流の促進と尊厳の保持

日常生活自立支援事業の内、障害者による利用状況をみると知的障害者では平成19年度の16人から年々増加し平成24年度には51人となっています。精神障害者では平成19年度の45人から年々増加し平成24年度には129人となっています。

成年後見制度利用支援事業の内、障害者にかかる市長申立状況をみると、平成19年度の5件から平成24年度には9人と若干の増加にとどまっています。

表 日常生活自立支援事業の内、障害者による利用状況

(単位：利用実人数)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
知的障害者	16	18	20	31	47	51
精神障害者	45	69	87	106	120	129

資料：東大阪市高齢介護課

表 成年後見制度利用支援事業の内、障害者にかかる市長申立状況

(単位：件)

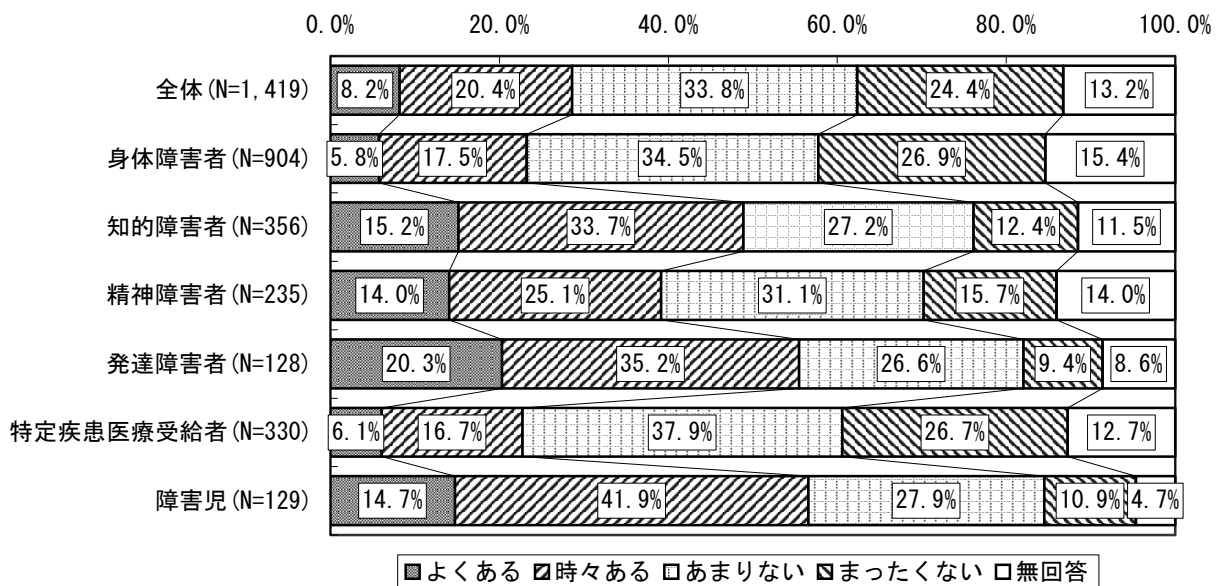
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
5	6	7	10	10	9

資料：東大阪市障害者支援室

東大阪市障害者ニーズ調査の結果から差別や偏見の経験をみると、「あまりない」が33.8%で最も多く、次いで「まったくない」(24.4%)となっています。「よくある」と「時々ある」の合計は身体障害者と特定疾患医療受給者は2割程度ですが、発達障害者や障害児では5割を上回っており、障害の種類によって大きく傾向が異なります。

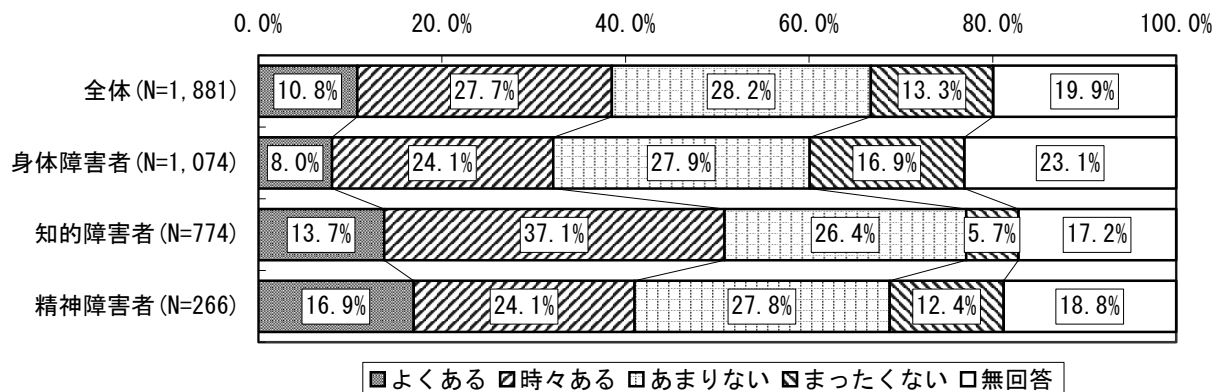
今回と前回を比較すると、「よくある」「時々ある」はともに減少、「あまりない」「まったくない」はともに増加しており、差別や偏見を感じた経験のある人は少なくなっています。差別や偏見の経験がある人(「よくある」「時々ある」の合計)は28.6%で、前回(38.5%)より9.9ポイント減少しています。

図 差別や偏見の経験



資料：東大阪市障害者ニーズ調査（平成25年度）

図 差別や偏見の経験（前回）



資料：東大阪市新障害者プランと第2期東大阪市障害福祉計画策定のためのニーズ調査（平成20年度）

東大阪市障害者ニーズ調査の結果から差別や偏見の経験がある方について、差別や偏見を感じるときをみると、「まちかどでの人の視線」が45.6%で最も多く、次いで「近所付き合い」(28.6%)、「学校生活」(26.1%)となっています。

精神障害者では「近所付き合い」、発達障害者では「学校生活」、それ以外では「まちかどでの人の視線」がそれぞれ最も多くなっています。

表 差別や偏見を感じる時（複数回答）

	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	特定疾患医療受給者	障害児
	N=406	N=210	N=174	N=92	N=71	N=75	N=73
入学や進学するとき	16.3%	13.3%	27.0%	6.5%	29.6%	9.3%	32.9%
学校生活	26.1%	19.0%	45.4%	12.0%	54.9%	18.7%	50.7%
就職するとき	17.7%	16.2%	12.1%	31.5%	15.5%	10.7%	2.7%
職場生活	18.5%	18.1%	13.2%	33.7%	14.1%	14.7%	0.0%
結婚するとき	7.4%	8.1%	2.9%	14.1%	1.4%	9.3%	1.4%
近所付き合い	28.6%	25.2%	25.9%	40.2%	28.2%	30.7%	30.1%
地域の行事や集まり	12.1%	12.9%	12.1%	14.1%	14.1%	10.7%	9.6%
商店での入店拒否や店員の態度	12.3%	11.9%	14.9%	12.0%	15.5%	6.7%	13.7%
マンションや借家での入居拒否	7.1%	4.8%	5.2%	19.6%	5.6%	1.3%	0.0%
医療機関での診療拒否	9.6%	9.0%	9.8%	10.9%	14.1%	5.3%	9.6%
タクシー等での乗車拒否	5.4%	8.1%	4.0%	2.2%	2.8%	8.0%	6.8%
まちかどでの人の視線	45.6%	47.6%	50.6%	31.5%	45.1%	52.0%	56.2%
交通機関や建築物が障害者の利用に配慮されていないこと	23.9%	34.8%	24.1%	14.1%	14.1%	26.7%	17.8%
公的機関等での職員の対応・態度	16.5%	13.8%	19.5%	22.8%	23.9%	17.3%	16.4%
その他	6.2%	8.1%	2.3%	7.6%	4.2%	6.7%	0.0%

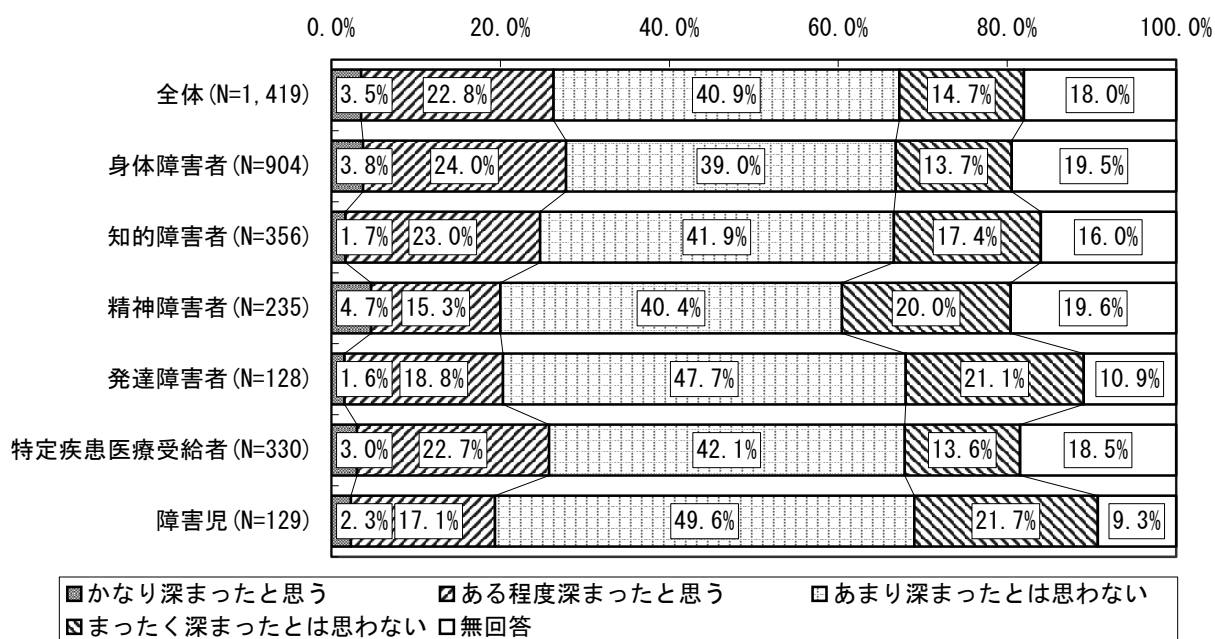
資料：東大阪市障害者ニーズ調査（平成25年度）

東大阪市障害者ニーズ調査の結果から市民の障害者に対する理解の浸透具合をみると、「あまり深まったとは思わない」が40.9%で最も多く、次いで「ある程度深まったと思う」(22.8%)となっています。深まったと思う人(「かなり深まったと思う」と「ある程度深まったと思う」の合計)は26.3%となっています。

身体障害者では深まったと思う人が27.8%と、全体での比率をやや上回っています。

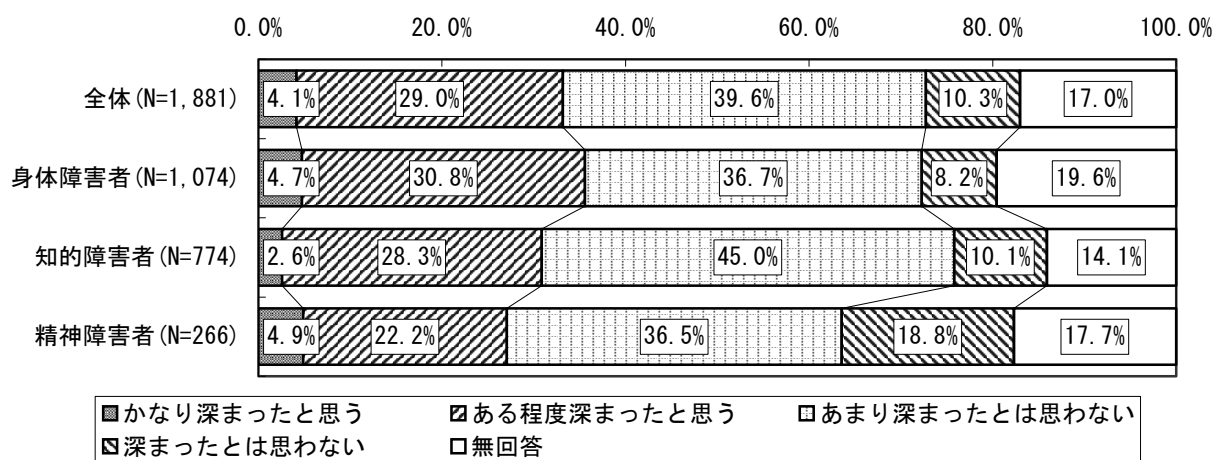
今回と前回を比較すると、深まったと思わない人(「あまり深まったとは思わない」と「深まったとは思わない」の合計)は55.6%で、前回(49.9%)より5.7ポイント増加しています。

図 市民の障害者に対する理解の浸透具合



資料：東大阪市障害者ニーズ調査（平成25年度）

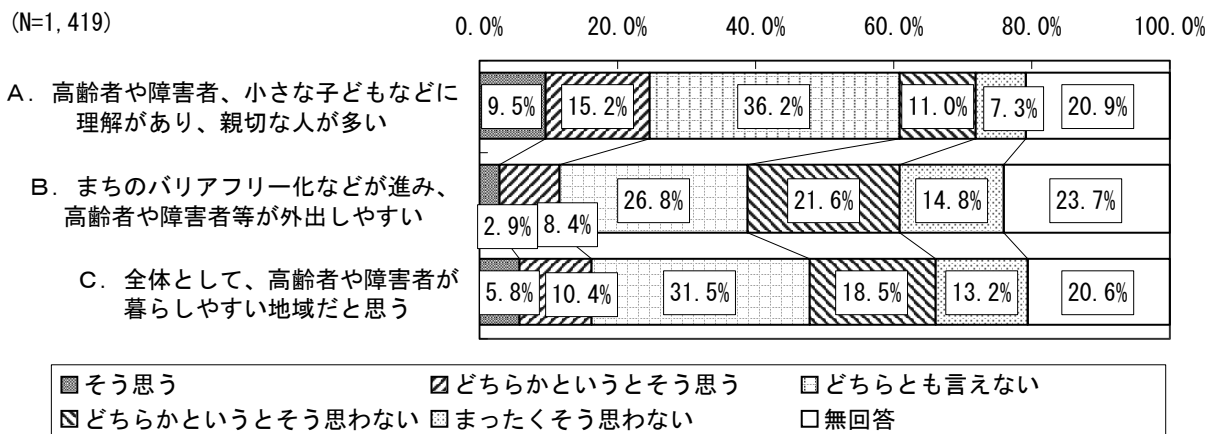
図 障害者に対する市民の理解は深まったか（前回）



資料：東大阪市新障害者プランと第2期東大阪市障害福祉計画策定のためのニーズ調査（平成20年度）

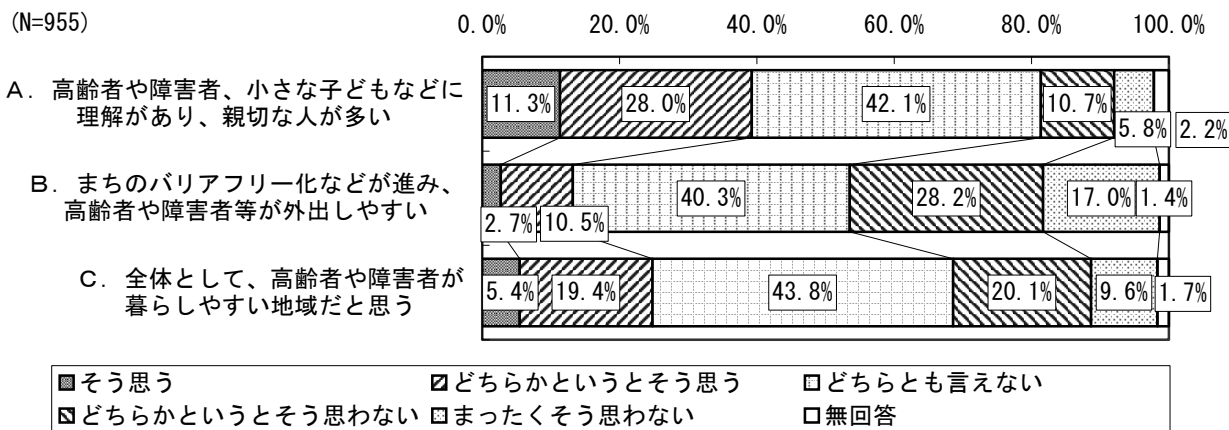
東大阪市障害者ニーズ調査と東大阪市地域福祉計画の市民向け調査の結果から居住地域の評価を比較すると、そう思う人（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）は東大阪市障害者ニーズ調査の結果がいずれの項目でも東大阪市地域福祉計画の市民向け調査の結果より少なく、特に「A. 高齢者や障害者、小さな子どもなどに理解があり、親切な人が多い」では市民向け調査の結果（39.3%）に比べて14.6ポイント下回っています。

図 （障害者）居住地域の評価



資料：東大阪市障害者ニーズ調査（平成25年度）

図 （地域福祉計画・市民）居住地域の評価



資料：東大阪市地域福祉計画の市民向け調査（平成25年度）

(3) 地域での生活支援の充実

受給者数に対するサービス利用者数の比率を利用率としてみると、平成20年の76.2%から年々増加し、平成25年には90.6%となっています。サービス内容を浸透させるための市の施策の充実やサービス提供事業者の努力などもあってこのように利用率の増加がみとめられます。地域でのサービス基盤が充実してきたことがうかがえます。

表 障害福祉サービス受給者数と利用者数、利用率の推移

(単位：人、%)

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
受給者・実人数	身体	461	592	617	692	852	921
	知的	250	1010	1064	1217	1226	1337
	精神	276	462	621	769	880	990
	障害児	46	249	253	286	345	205
	合計	1,033	2313	2555	2964	3303	3453
サービス利用者・実人数・利用率	身体	370 80.3%	457 77.2%	544 88.2%	618 89.3%	802 94.1%	883 95.9%
	知的	157 62.8%	930 92.1%	1000 94.0%	1100 90.4%	1187 96.8%	1293 96.7%
	精神	225 81.5%	374 81.0%	500 80.5%	634 82.4%	754 85.7%	882 89.1%
	障害児	35 76.1%	81 32.5%	100 39.5%	155 54.2%	60 17.4%	70 34.1%
	合計	787 76.2%	1842 79.6%	2144 83.9%	2507 84.6%	2803 84.9%	3128 90.6%

* 各年4月1日現在

資料：東大阪市障害者支援室

表 相談支援の窓口

	名称	所在地	対象	相談支援の内容
福祉事務所	東福祉事務所障害福祉係	旭町	身体・知的	療育手帳・身体障害者手帳の申請、補装具・日常生活用具の申請、自立支援医療（更生医療）の申請、障害福祉サービスの相談、生活に関する各種相談等
	中福祉事務所障害福祉係	岩田町	身体・知的	〃
	西福祉事務所障害福祉係	高井田元町	身体・知的	〃
保健センター	東保健センター	旭町	精神	精神障害者保健福祉手帳の申請、自立支援医療（精神通院・育成医療）の申請、障害福祉サービスの相談、精神科医や精神保健福祉相談員などによる個別相談、集団指導、生活に関する各種相談等
	中保健センター	岩田町	精神	〃
	西保健センター	高井田元町	精神	〃
委託相談支援事業所	障害者生活支援センター ひびき	高井田元町	三障害	障害福祉サービスの相談、生活に関する各種相談等
	障害児者相談センター わっトライ！	高井田元町	三障害	〃
	地域生活支援センター ふう	永和	三障害	〃
	自立生活支援センター わくわく	花園東町	三障害	〃
	自立支援センター 『ぱあとなあ』	若江東町	三障害	〃
	花園生活支援センター	岩田町	三障害	〃
	生活支援センターあいん	喜里川町	三障害	〃
	障害者生活支援センター 第二東福	旭町	三障害	〃

* 平成 25 年 4 月 1 日現在

資料：東大阪市障害者支援室、東大阪市保健所健康づくり課

表 障害者相談員

(単位：人)

	平成 25 年
東大阪市身体障害者相談員	13
東大阪市知的障害者相談員	8
大阪府精神障害者相談員	6

* 平成 25 年 4 月 1 日現在

資料：東大阪市障害者支援室、東大阪市保健所健康づくり課

(4) 生活環境の整備の促進

東大阪市障害者ニーズ調査の結果から外出時の不安や不満に思うことをみると、「特にない」を除いて、「知らない場所に一人で行けない」が 26.0%で最も多く、次いで「道路や建物に段差や障害物が多い」(21.4%)、「自動車や自転車等に身の危険を感じる」(21.2%)となっています。

身体障害者と特定疾患医療受給者では「道路や建物に段差や障害物が多い」、知的障害者・精神障害者・障害児では「知らない場所に一人で行けない」、発達障害者では「コミュニケーションがとりにくい」がそれぞれ最も多くなっています。

表 外出の際不安や不満に思うこと（5つ以内で複数回答）

	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	特定疾患医療受給者	障害児
	N=1,419	N=904	N=356	N=235	N=128	N=330	N=129
介助者がいない	6.1%	6.6%	4.2%	4.7%	6.3%	8.2%	5.4%
必要なときにまわりの人の手助けがない	9.0%	9.6%	9.6%	8.5%	13.3%	11.2%	6.2%
バス等の乗り降りが不便	16.6%	20.6%	13.8%	11.1%	10.2%	18.2%	17.1%
道路や建物に段差や障害物が多い	21.4%	28.4%	14.6%	11.5%	3.9%	26.1%	17.1%
利用する建物の設備（階段、トイレ、エレベーター等）の利用が不便	17.3%	22.7%	12.6%	6.8%	4.7%	20.6%	17.1%
障害者の駐車スペースが少ない	8.5%	12.2%	4.8%	1.3%	1.6%	11.8%	11.6%
自動車や自転車等に身の危険を感じる	21.2%	24.0%	18.3%	18.3%	18.8%	21.5%	17.8%
コミュニケーションがとりにくい	14.4%	8.8%	29.8%	21.7%	51.6%	6.4%	33.3%
視覚障害者用誘導ブロックや音響式信号が不十分である	1.4%	1.7%	0.3%	1.7%	0.8%	0.9%	0.8%
信号や標識等の意味が理解できない	3.8%	2.0%	12.1%	2.1%	12.5%	3.0%	17.1%
人の目が気にかかる	12.9%	7.7%	16.6%	29.4%	29.7%	10.6%	17.8%
知らない場所に一人で行けない	26.0%	20.5%	41.9%	31.1%	49.2%	22.4%	38.0%
運賃等お金の払い方が理解できない	8.6%	5.4%	25.6%	5.5%	32.0%	4.2%	22.5%
発作的に病気の症状が現れる	9.7%	7.6%	9.8%	20.9%	10.9%	13.6%	6.2%
その他	6.3%	6.4%	5.6%	3.8%	8.6%	6.1%	8.5%
特にない	24.9%	25.0%	19.1%	23.4%	15.6%	23.9%	17.8%

資料：東大阪市障害者ニーズ調査（平成 25 年度）

災害時要援護者名簿の登録者数をみると、平成20年度から平成21年度では増加していましたが、平成21年度の6,334人を境に減少に転じ、平成24年度では5,266人となっています

表 災害時要援護者名簿の登録者数の推移

(単位：人 [累計])

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録者数	6,219	6,334	5,749	5,470	5,266
新規登録者数	458	107	180	296	132

* 各年度4月1日現在

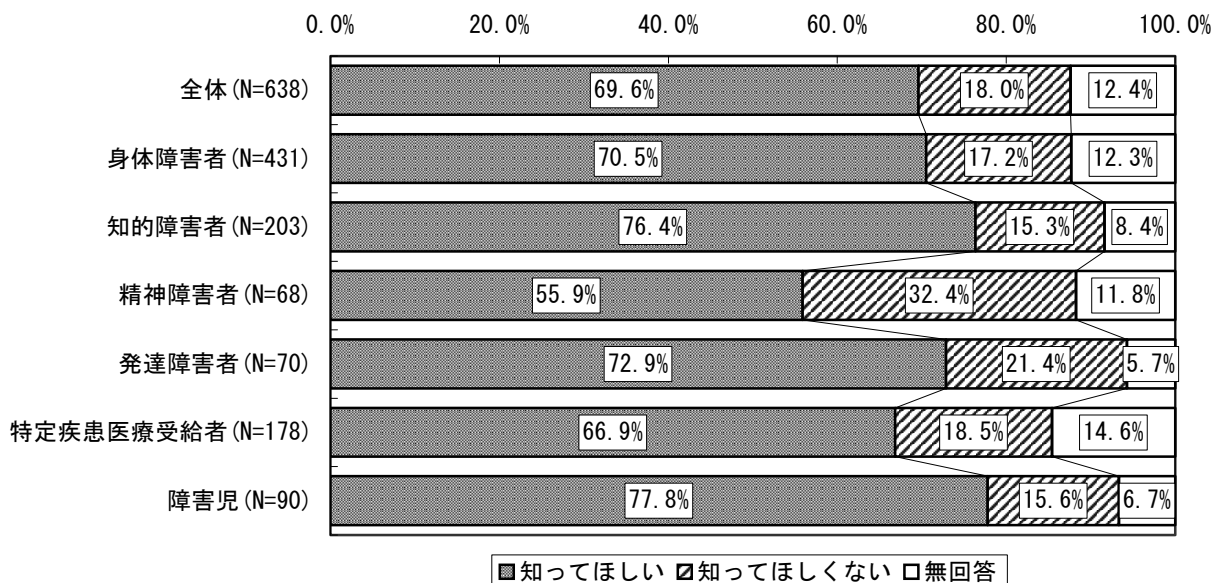
* 全登録者のうち、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、特定疾患医療受給者証のいずれかを所持している方の人数

資料：東大阪市福祉企画課

東大阪市障害者ニーズ調査の結果から災害時に自力では避難できない方について、一人で避難できないことを近隣に知ってほしいかをみると、「知ってほしい」が69.6%、「知ってほしくない」が18.0%となっており、約7割が近隣への周知を希望しています。

精神障害者では「知ってほしくない」が32.4%と、近隣への周知を希望しない人が比較的多くなっています。

図 一人で避難できないことを近隣に知ってほしいか



資料：東大阪市障害者ニーズ調査（平成25年度）

東大阪市障害者ニーズ調査の結果から災害発生時に困ることをみると、「必要な薬が手に入らなかつたり、治療を受けられなくなつたりする」が33.3%で最も多く、次いで「避難場所での慣れない生活で不安になつたり混乱したりする」(28.4%)、「どこへ避難すればよいかかわからない」(24.4%)などとなっています。

身体障害者・精神障害者・特定疾患医療受給者では「必要な薬が手に入らなかつたり、治療を受けられなくなつたりする」、知的障害者・発達障害者・障害児では「避難場所での慣れない生活で不安になつたり混乱したりする」がそれぞれ最も多くなっています。

表 災害発生時に困ること（3つ以内で複数回答）

	全体 N=1,419	身体 障害者 N=904	知的 障害者 N=356	精神 障害者 N=235	発達 障害者 N=128	特定疾患 医療受給者 N=330	障害児 N=129
どこで、どんな災害が起こったのかを知ることができない	19.2%	17.7%	34.3%	15.7%	32.8%	15.5%	31.8%
避難するのを助けてくれる人がいない	15.0%	16.2%	14.6%	15.7%	16.4%	14.2%	11.6%
避難場所等で周りの人とのコミュニケーションがうまくできない	19.2%	12.5%	37.9%	30.6%	51.6%	13.9%	40.3%
避難場所に必要な介護・介助を受けられない	11.7%	14.0%	13.8%	7.7%	8.6%	17.3%	16.3%
必要な薬が手に入らなかつたり、治療を受けられなくなつたりする	33.3%	33.2%	19.4%	45.1%	21.1%	42.4%	15.5%
医療的ケアを受けられなくなる	14.7%	17.4%	9.0%	16.6%	7.0%	22.7%	9.3%
補装具や日常生活用具が使えなくなる	8.2%	10.6%	4.5%	1.7%	2.3%	7.3%	10.9%
避難場所の設備等が障害のある人に配慮されていない	15.6%	18.7%	19.1%	6.0%	16.4%	16.7%	21.7%
避難場所での慣れない生活で不安になつたり混乱したりする	28.4%	21.5%	42.1%	39.6%	55.5%	23.9%	43.4%
相談できる人がいない	5.8%	4.2%	7.9%	10.2%	9.4%	4.2%	3.1%
どこへ避難すればよいかかわからない	24.4%	23.7%	28.7%	23.4%	29.7%	16.7%	27.1%
その他	4.4%	5.0%	3.7%	3.8%	6.3%	3.9%	7.0%

資料：東大阪市障害者ニーズ調査（平成25年度）

(5) 教育・療育の充実

健診の結果、発達状態について経過観察が必要と判断された子どもの数は、平成 20 年度に減少し、平成 21 年度に増加した後、平成 23 年度まで 1,300 人以上で推移していましたが、平成 24 年度には減少して 1,021 人となっています。障害発見後の早期対応や相談の場として「すこやか教室」が、発達支援、保護者支援の場として「子どもデイセンターこぼと園」「ゆりのき園」「療育センター（はばたき園）」などがあります。はばたき園では慢性的に待機児童が生じています。

表 健診の状況と支援の必要なケースへの対応状況

(単位：人)

	1歳6か月児 受診数	経過観察 (発達)	すこやか 教室	こぼと園・ ゆりのき園	ポニーの 学校	はばたき園	はばたき園 待機
平成 19 年度	3,934	1,345	252	139	30	106	81
平成 20 年度	4,070	1,216	254	131	27	115	76
平成 21 年度	3,901	1,318	291	122	30	120	82
平成 22 年度	3,825	1,350	297	120	30	114	92
平成 23 年度	3,881	1,342	273	113	30	96	83
平成 24 年度	3,658	1,021	260	120	—	88	70

* ポニーの学校は平成 23 年度末で終了しています。

* ゆりのき園は平成 24 年 10 月に開所しています。

資料：東大阪市保健所健康づくり課、東大阪市子ども見守り課、東大阪市療育センター

表 待機児の処遇先（第一はばたき園）

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
前年度の総待機児数 (A)		57	56	66	73	73	60
前年度内の入園 (B)		0	1	6	12	0	0
年度の 処遇 当初	はばたき入園 (C)	36	37	40	26	35	32
	保育所園・幼稚園・他 (D)	19	16	13	24	36	23
	待機 (E)	2	2	7	11	2	5

* 各項目の関係は $(A) = (B) + (C) + (D) + (E)$ となります。(A)の待機児は前年度内では旧児童デイサービスやはばたき園の待機対応で処遇されています。知的障害児の通園ニーズ増大の背景としては、発達障害児が要配慮児として処遇の場を求められるようになってきたことがあげられます。

資料：療育センター

表 待機児の処遇先（第二はばたき園）

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
前年度の総待機児数 (A)		24	20	16	19	10	10
前年度内の入園 (B)		1	5	3	1	0	1
年度の 処遇 当初	はばたき入園 (C)	19	10	12	14	9	9
	保育所園・幼稚園・他 (D)	2	3	1	2	1	0
	待機 (E)	2	2	0	2	0	0

* 各項目の関係は $(A) = (B) + (C) + (D) + (E)$ となります。(A)の待機児は前年度内は診療所外来やはばたき園の待機対応で処遇されています。

資料：療育センター

市立幼稚園の障害児の受け入れ状況をみると、平成 19 年度の 20 人から平成 20 年度には 36 人に増加し、その後は 35 人前後で推移していましたが、平成 24 年度には増加して 45 人になっています。

表 市立幼稚園の障害児の受け入れ状況

(単位：人)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
A 園区	6	16	19	14	12	18
B 園区	9	8	8	8	8	11
C 園区	5	12	9	12	11	16
合計	20	36	36	34	31	45

資料：東大阪市学校教育推進室

市内保育所園の障害児の受け入れ状況をみると、障害児保育の人数は平成 19 年度の 346 人から年々増加傾向にあり、平成 24 年度には 450 人となっています。

表 市内保育所園の障害児の受け入れ状況

(単位：人)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
障害児保育	346	357	370	414	433	450

* 各年度 4 月 1 日現在

資料：東大阪市子ども見守り課

市立小・中学校の支援学級の児童生徒の推移をみると、小学校、中学校とも支援学級数、児童生徒数ともに平成19年度以降は増加傾向にあり、平成24年度には小学校が155学級、661人、中学校は61学級、240人となっています。

表 市立小・中学校の支援学級の児童生徒の推移

(単位：学級、人)

		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
小学校	知的障害学級	34	142	36	155	38	163	38	182	46	217	51	248
	情緒障害学級／ 自閉症・情緒障害学級	43	189	48	236	52	250	53	263	59	281	63	308
	肢体不自由学級	24	55	23	55	22	57	25	66	24	58	26	69
	病弱・身体虚弱学級	4	13	5	16	7	18	9	24	13	34	14	35
	難聴学級	1	4	1	4	1	3	1	3	1	3	1	1
	合計	106	403	113	466	120	491	126	538	143	593	155	661
中学校	知的障害学級	16	59	16	53	20	81	25	100	27	118	27	111
	情緒障害学級／ 自閉症・情緒障害学級	15	57	15	63	16	79	15	82	18	86	18	94
	肢体不自由学級	8	19	8	19	8	17	8	18	10	21	11	24
	病弱・身体虚弱学級	3	5	5	11	5	10	5	9	5	10	4	10
	難聴学級	1	5	1	2	1	2	0	0	0	0	1	1
	合計	43	145	45	148	50	189	53	209	60	235	61	240

* 各年度5月1日現在

* 情緒障害学級は平成21年より自閉症・情緒障害学級となりました。

資料：東大阪市学校教育推進室

市立小学校で通級指導を受ける児童の状況をみると、通級指導学級数、児童数ともに平成 19 年度以降は概ね増加傾向にあり、平成 24 年度の通級指導教室は 4 学級、33 人となっています。また、中学校においても平成 22 年度から通級を開設しています。

表 市立小学校・中学校で通級指導を受ける児童の状況

(単位：学級、人)

	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
小学校	2	14	2	18	2	22	3	25	3	23	4	33
中学校	—	—	—	—	—	—	1	2	1	2	1	5

* 通級指導教室は、コミュニケーション能力障害等でコミュニケーション力をつける必要がある子どもやLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）の障害のある子どもを対象としています。

通常は地域の学校に在籍し、週 1 回程度放課後に通級指導教室に通っています。

* 中学校では平成 22 年度から開設しています。

* 各年度 5 月 1 日現在

資料：東大阪市学校教育推進室

表 東大阪支援学校、八尾支援学校、たまがわ高等支援学校における東大阪市の児童生徒の状況
(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
府立東大阪 支援学校	小学部	30	28	31	31	24	23
	中学部	21	21	21	22	22	20
	高等部	77	88	103	111	99	91
	小計	128	137	155	164	145	134
府立八尾 支援学校	小学部	51	45	42	33	35	37
	中学部	73	73	74	70	74	83
	高等部	65	59	58	67	77	87
	小計	189	177	174	170	186	207
府立たまがわ 高等支援学校	高等部	35	44	32	40	42	42
	共生推進教室	4	6	6	4	3	3
	小計	39	50	38	44	45	45

* 各支援学校の障害種別と通学区域

(1) 東大阪支援学校

肢体不自由 小学部・中学部・高等部とも大東市・東大阪市・八尾市北部（近鉄大阪線・近鉄信貴線・近鉄西信貴ケーブル線以北）

知的障害 高等部のみ大東市・東大阪市北部（近鉄奈良線以北及び客坊町含む以北）

(2) 八尾支援学校

知的障害 小学部・中学部は東大阪市・八尾市・柏原市・松原市・藤井寺市

高等部は東大阪市南部（近鉄奈良線以南及び瓢箪山町、上四条町以南）・八尾市・柏原市・松原市・藤井寺市

(3) たまがわ高等支援学校

知的障害 府内全域（大阪市除く）

* 平成 27 年度より通学区域割が変更される予定です。

* 各年度 5 月 1 日現在

資料：府立東大阪支援学校、府立八尾支援学校、府立たまがわ高等支援学校

表 東大阪支援学校、八尾支援学校、たまたがわ高等支援学校以外の府内支援学校における
東大阪市に住民登録のある児童生徒の在籍状況

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
府内各支援学校	26	24	29	38

* 各年度5月1日現在

* ここでいう府内各支援学校とは、平成21年度から平成24年度までに東大阪市に住民登録のある児童生徒が通っている、東大阪支援学校、八尾支援学校、たまたがわ高等支援学校以外の支援学校のことを指します。具体的には大阪府立生野聴覚支援学校、大阪府立堺支援学校、大阪府立堺支援学校大手前分校、大阪府立刀根山支援学校、大阪府立羽曳野支援学校、大阪府立中津支援学校、大阪府立交野支援学校、大阪府立藤井寺支援学校、大阪府立視覚支援学校、大阪市立聴覚特別支援学校、大阪市立視覚特別支援学校、大阪市立思斉特別支援学校、大阪市立光陽特別支援学校、大阪教育大学附属特別支援学校、大阪府立岸和田支援学校、大阪府立堺聴覚支援学校の16校です。

資料：東大阪市学校管理部学事課

市立小学校支援学級在籍児童の進路の構成比をみると、平成21年度までは中学校への進学率が増加して80.5%になっていましたが、平成22年度以降は概ね減少傾向にあり、平成24年度には69.3%となっています。

表 市立小学校支援学級在籍児童の進路

			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人数	支援学校等	東大阪支援	4	5	1	3	0	3
		八尾支援	10	17	13	15	24	26
		その他の支援学校	1	1	1	1	5	2
		小計	15	23	15	19	29	31
	中学校	市内公立	37	69	59	64	58	67
		市外公立	0	0	0	1	2	0
		私学	2	3	3	0	4	3
		小計	39	72	62	65	64	70
合計（卒業生総数）		54	95	77	84	93	102	
構成比	支援学校等	27.8%	24.2%	19.5%	22.6%	31.2%	30.7%	
	中学校	72.2%	75.8%	80.5%	77.4%	68.8%	69.3%	
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

資料：東大阪市学校教育推進室

市立中学校支援学級在籍生徒の進路の構成比をみると、高等学校への進学率が平成20年度から減少して平成21年度には18.5%になった後、平成22年度から増加に転じて平成23年度には45.2%になりましたが、平成24年度には27.1%に減少しています。一方、専門学校への進学率は平成20年度に増加して16.3%になった後、平成21年度に減少しましたが、平成22年度以降は増加傾向にあり、平成24年度には20.0%となっています。

表 市立中学校支援学級在籍生徒の進路

			平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度
人数	支援学校等	東大阪支援	15	13	24	10	18	21
		八尾支援	4	6	10	9	3	9
		たまがわ高等支援学校	6	6	10	11	8	9
		枚岡樟風高校共生推進コース	2	1	0	0	1	3
		その他の支援学校	5	1	1	1	2	0
		小計	32	27	45	31	32	42
	高等学校	公立	8	5	8	8	16	13
		八尾翠翔高校自立支援コース	0	1	1	0	0	1
		私学	4	5	3	10	22	9
		小計	12	11	12	18	38	23
	専門学校	2	8	7	8	12	17	
	職業訓練校	0	0	0	2	0	1	
	就職	1	0	0	0	1	0	
	施設	0	1	0	1	0	0	
在宅・その他	1	2	1	0	1	2		
合計（卒業生総数）	48	49	65	60	84	85		
構成比	支援学校等	66.7%	55.1%	69.2%	51.7%	38.1%	49.4%	
	高等学校	25.0%	22.4%	18.5%	30.0%	45.2%	27.1%	
	専門学校	4.1%	16.3%	10.8%	13.3%	14.3%	20.0%	
	職業訓練校	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	1.2%	
	就職	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	
	施設	0.0%	2.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	
	在宅・その他	2.1%	4.1%	1.5%	0.0%	1.2%	2.4%	
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

資料：東大阪市学校教育推進室

東大阪市在住の東大阪支援学校、八尾支援学校、たまたがわ高等支援学校の高等部卒業者の進路をみると、平成19年度から平成24年度のいずれの年度でも施設・作業所等に進む方が最も多く、比率は概ね65%前後で推移しています。一方、就職の比率は平成21年度から平成24年度を通じて、概ね20%台で推移しています。

表 東大阪市在住の東大阪支援学校、八尾支援学校、たまたがわ高等支援学校高等部卒業者の進路
(単位：人)

			平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度
人数	就職	東大阪支援	6	0	0	3	1	0
		八尾支援	4	2	2	3	3	6
		たまたがわ高等支援	—	19	11	8	13	13
		小計	10	21	13	14	17	19
	専修学校・ 職業訓練校	東大阪支援	1	0	2	2	2	2
		八尾支援	2	0	0	0	1	2
		たまたがわ高等支援	—	0	0	0	0	0
		小計	3	0	2	2	3	4
	施設・ 作業所等	東大阪支援	14	22	27	27	34	34
		八尾支援	17	17	16	9	13	22
		たまたがわ高等支援	—	4	0	0	0	2
		小計	31	43	43	36	47	58
	その他	東大阪支援	1	1	0	0	0	0
		八尾支援	1	2	5	7	0	1
		たまたがわ高等支援	—	1	0	1	2	2
		小計	2	4	5	8	2	3
合計	東大阪支援	22	23	29	32	37	36	
	八尾支援	24	21	23	19	17	31	
	たまたがわ高等支援	—	24	11	9	15	17	
	小計	46	68	63	60	69	84	
構成比	就職	21.7%	30.9%	20.6%	23.3%	24.6%	22.6%	
	専修学校・ 職業訓練校	6.5%	0.0%	3.2%	3.3%	4.3%	4.8%	
	施設・ 作業所等	67.4%	63.2%	68.3%	60.0%	68.1%	69.0%	
	その他	4.4%	5.9%	7.9%	13.3%	2.9%	3.6%	
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

資料：府立東大阪支援学校、府立八尾支援学校、府立たまたがわ高等支援学校

(6) 雇用・就労支援の充実

表 障害者の雇用状況

(単位：社、人、%)

		平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度
ハローワーク 布施	A. 企業数	384	397	399	426	447
	B. 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	68,789	70,742	72,361	80,780	83,319
	C. 障害者数	1,084.5	1,107.5	1,221.5	1,272.0	1,297.5
	D. 実雇用率	1.58	1.56	1.69	1.57	1.56
	E. 法定雇用率未達成企業数	191	203	198	213	229
	F. 未達成企業の比率	50.3	51.1	49.6	50.0	51.2
大阪府	G. 実雇用率	1.59	1.60	1.67	1.63	1.69
	H. 法定雇用率達成企業の比率	42.8	42.9	44.5	43.8	44.9
	I. 未達成企業の比率	57.2	57.1	55.5	56.2	55.1

* 各年度6月1日現在

* 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、平成23年度とそれまでの年度の数値を単純に比較することはできません。

* 「B. 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、平成22年度までは常用労働者数ですが、平成23年度からは労働者数に短時間労働者数(0.5人分相当)を足した数になりました。

* 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた数です。平成22年7月から除外率が10%ずつ引き下げられています。

* 「C. 障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしています。加えて平成23年度からは重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしています。

* 「D. 実雇用率」とはBに対する「C. 障害者数」の比率です。

* 未達成企業の比率とは企業数に対する法定雇用率未達成企業数の比率です。

* ハローワーク布施は東大阪市と八尾市を所管しています。

* なお、平成25年4月1日から、障害者雇用率が1.8%→2.0%に改定。対象事業所の規模も56人以上→50人以上に改定されています。

資料：ハローワーク布施

障害者の雇用状況について算出方法が変更された平成23年度以降と平成22年度以前とに分けてみると、実雇用率は平成20年度の1.58%から平成22年度には1.69%まで増加しています。平成23年度は1.57%、平成24年度には1.56%となっています。大阪府の実雇用率と比較すると、平成22年度を除いて、いずれの年度でも下回っています。法定雇用率未達成企業の比率は平成20年度の50.3%から平成22年度には49.6%まで改善がみられましたが、短時間労働者の雇用に関しても障害者の法定雇用率が導入されて以降は平成23年度の50.0%に対して平成24年度には51.2%まで増加するなど悪化がみとめられます。大阪府の未達成企業の比率と比較すると、いずれの年度でも下回っており、法定雇用率達成企業の比率は大阪府を上回っています。

表 東大阪市役所での障害者の雇用状況

(単位：%)

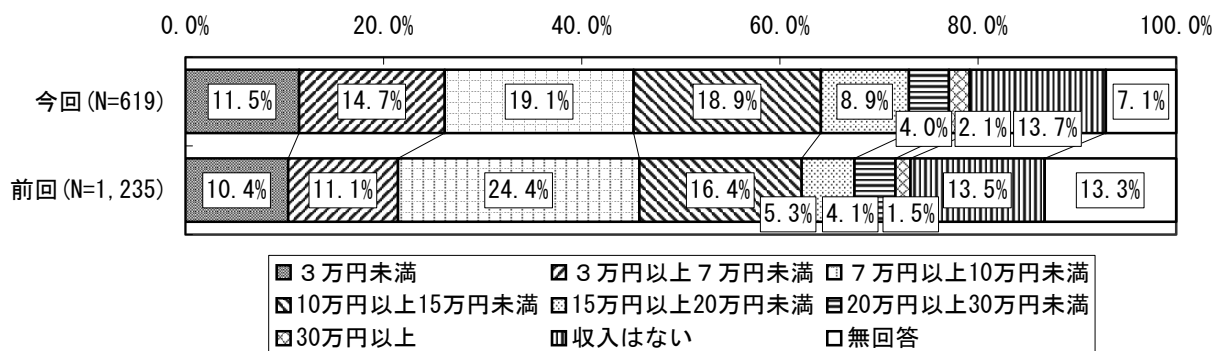
		障害者の実雇用率	法定雇用率
市長事務部局	平成20年	2.48%	2.10%
	平成25年	2.44%	2.30%
教育委員会	平成20年	2.21%	2.00%
	平成25年	2.72%	2.20%
上下水道局水道部門	平成20年	3.89%	2.10%
	平成25年	2.45%	2.30%

* 平成20年、平成25年6月1日現在

資料：東大阪市人事課

東大阪市障害者ニーズ調査の結果から18歳～64歳の障害者の平均月収をみると、「15万円以上」は15.0%で、前回(10.9%)から4.1ポイント増加しています。一方、7万円未満の収入がある方は26.2%で、前回(21.5%)から4.7ポイント増加しています。

図 18歳～64歳・月平均収入額（前回比較）



資料：東大阪市新障害者プランと第2期東大阪市障害福祉計画策定のためのニーズ調査（平成20年度）、東大阪市障害者ニーズ調査（平成25年度）

(7) 保健・医療の充実

健康診査の受診率をみると、4か月児健康診査では平成19年度の98.8%から平成24年には99.4%まで増加しています。1歳6か月児健康診査では平成19年度の94.8%から平成24年度には95.6%まで増加しています。3歳6か月児健康診査では平成19年度の83.9%から平成24年度には90.7%まで増加しています。

表 健康診査事業・各種相談事業の実施状況

		平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度
4か月児健康診査	実施回数(回)	108	105	105	105	105	107
	延べ人員(人)	4,307	4,024	3,969	3,944	3,827	3,813
	受診率(%)	98.8%	98.8%	98.7%	98.9%	98.7%	99.4%
1歳6か月児健康 診査	実施回数(回)	78	78	78	78	78	78
	延べ人員(人)	3,934	4,070	3,901	3,825	3,881	3,658
	受診率(%)	94.8%	94.5%	95.3%	95.7%	95.9%	95.6%
3歳6か月児健康 診査	実施回数(回)	78	78	78	78	78	78
	延べ人員(人)	3,739	3,637	3,548	3,734	3,700	3,641
	受診率(%)	83.9%	86.7%	87.0%	88.3%	89.0%	90.7%
精神発達相談 * 1	実施回数(回)	42	42	42	42	42	42
	延べ人員(人)	438	411	404	463	413	381
乳幼児発達相談 * 2	実施回数(回)	156	156	156	156	156	156
	延べ人員(人)	811	768	742	841	732	671
乳幼児健康相談	実施回数(回)	95	96	77	71	71	71
	延べ人員(人)	5,457	4,979	3,754	3,998	3,516	3,794

* 1 予約クリニックの発達相談

* 2 乳幼児健診時の発達相談

資料：東大阪市保健所健康づくり課

表 市内精神科医療機関等

		市内施設等	施設名等
医療	精神科病院 (入院・通院)	3 箇所	小阪病院・阪本病院・市立総合病院(通院のみ)
	精神科診療所 (通院)	16 箇所	青山メンタルクリニック・岡田医院・川田メンタルクリニック・くどうまさしげ診療所・久米クリニック・ためながクリニック・塚本クリニック・中井クリニック・西村クリニック・博愛堂醫院・ひがし布施クリニック・松本こころのクリニック・村上診療所・八戸ノ里クリニック・レーベンズポルト診療所・わたなべメンタルクリニック
	精神科デイケア	3 箇所	小阪病院・阪本病院・ひがし布施クリニック

* 平成 25 年 4 月 1 日現在

資料：東大阪市保健所健康づくり課

難病対策医療対象者の推移をみると、特定疾患においては平成 21 年度を除き、概して増加傾向にあり、平成 19 年度の 2,478 人から平成 24 年度の 3,170 人まで増加しています。小児慢性特定疾患においても平成 20 年度を除き、概して増加傾向にあり、平成 19 年度の 474 人から平成 24 年度の 556 人まで増加しています。

表 難病対策医療対象者数の推移

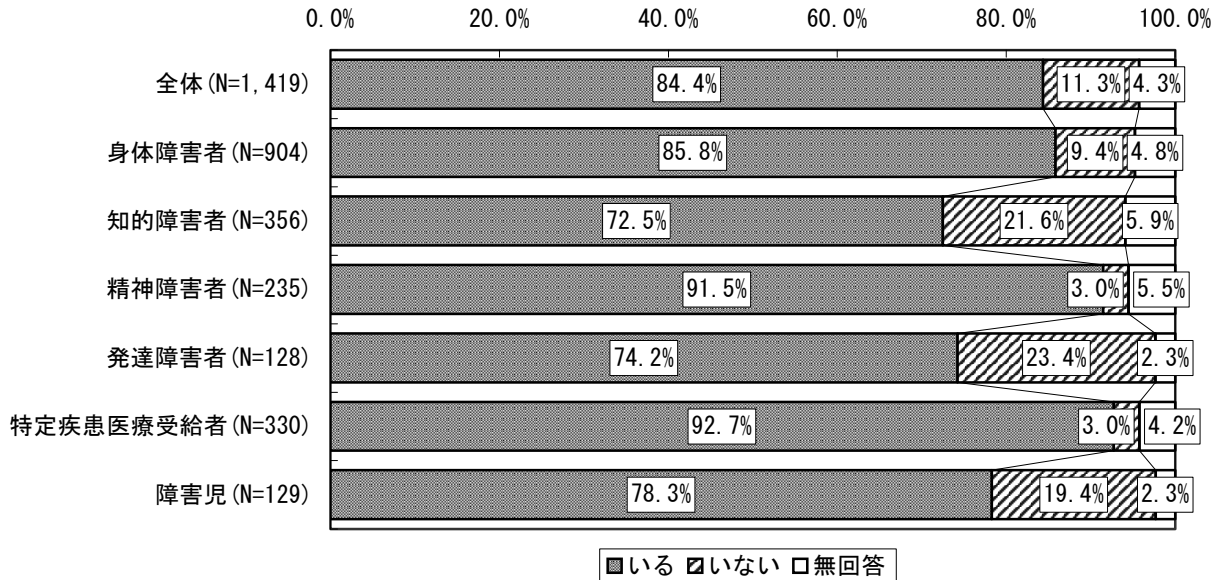
(単位：人)

	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度
特定疾患	2,478	2,605	2,543	2,751	2,965	3,170
小児慢性特定疾患	474	441	473	541	512	556

資料：東大阪市保健所健康づくり課

東大阪市障害者ニーズ調査の結果から、かかりつけ医の有無をみると、「いる」は84.4%となっています。精神障害者と特定疾患医療受給者は「いる」が9割を超えており、かかりつけ医のいる方が多くなっています。

図 かかりつけ医の有無



資料：東大阪市障害者ニーズ調査（平成25年度）

(8) 施策全体について

図 平日日中の過ごし方の希望と現在の過ごし方 (1) (複数回答)

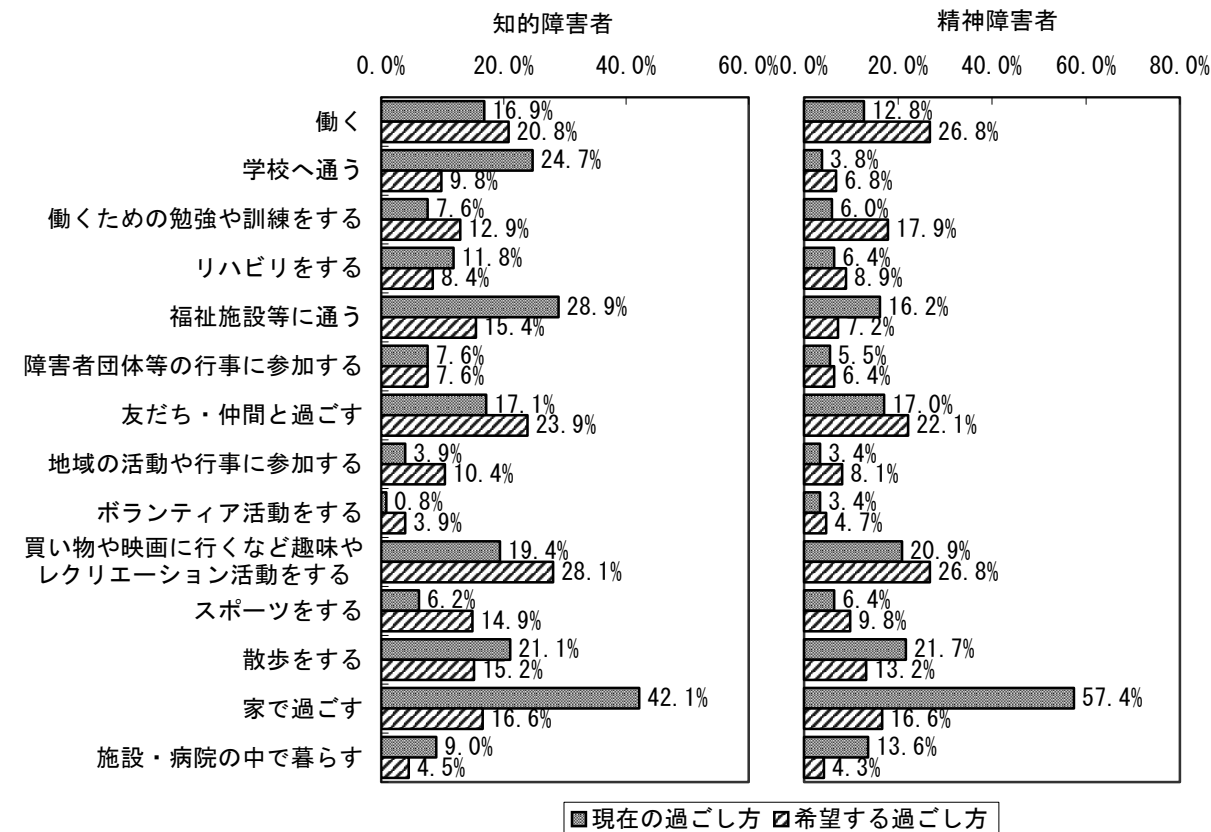
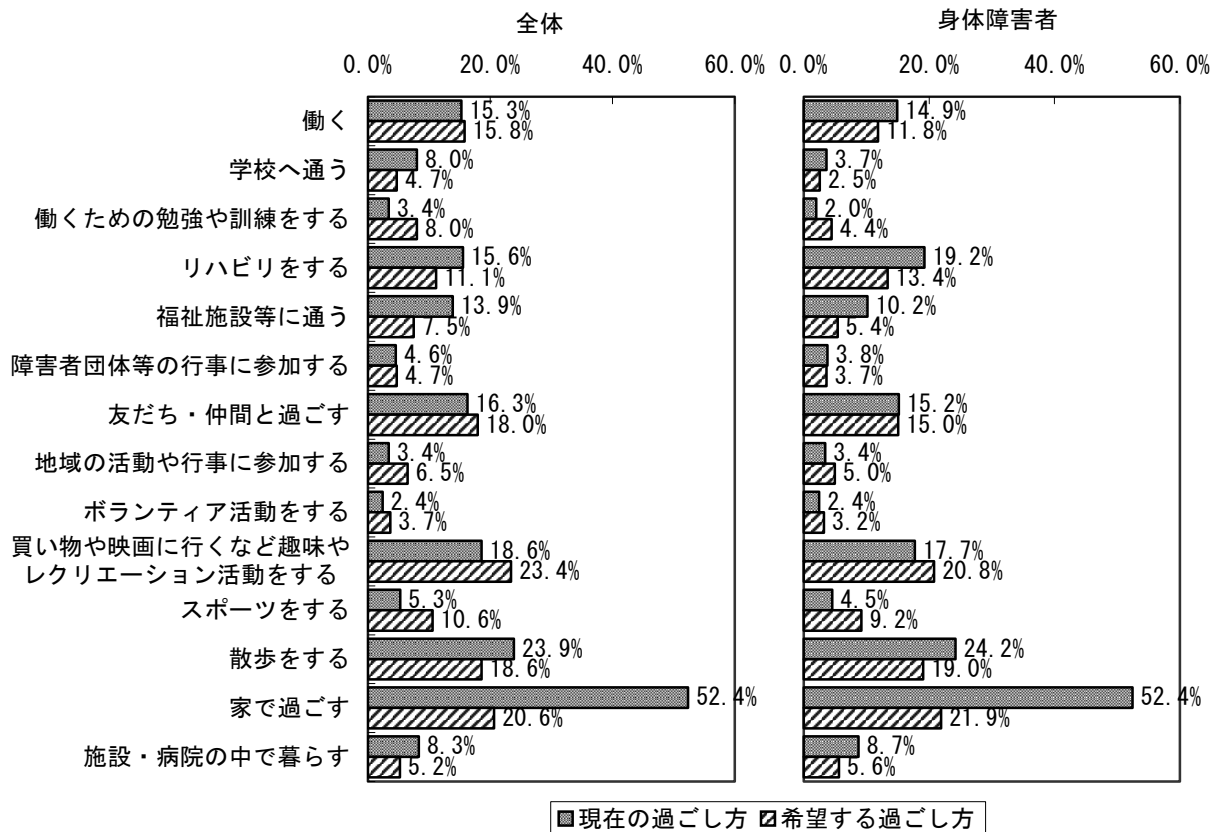
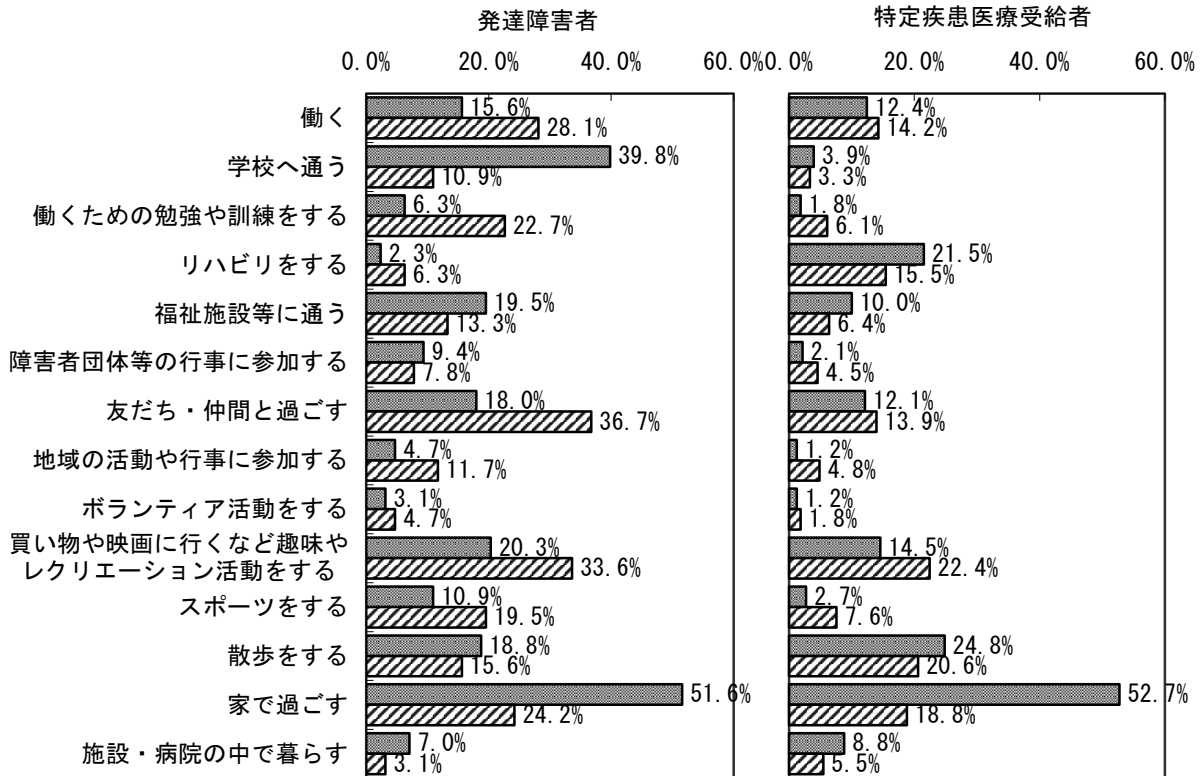
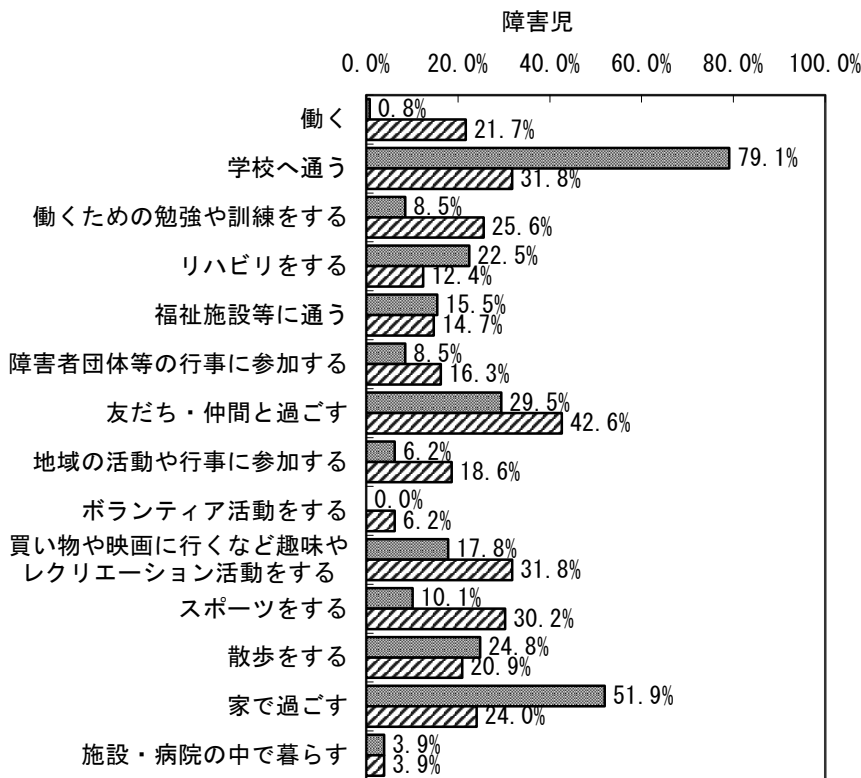


図 平日日中の過ごし方の希望と現在の過ごし方（2）（複数回答）



■現在の過ごし方 □希望する過ごし方



■現在の過ごし方 □希望する過ごし方

資料：東大阪市障害者ニーズ調査（平成25年度）

東大阪市障害者ニーズ調査の結果から今後充実してほしい障害者福祉施策をみると、「介護サービスを充実する」が30.9%で最も多く、次いで「障害者や病気をもつ人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」(28.8%)、「親亡き後の障害者の権利を守る仕組みを充実する」(25.6%)などとなっています。

身体障害者と特定疾患医療受給者では、「介護サービスを充実する」が最も多く、次いで「障害者や病気をもつ人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」となっています。知的障害者・発達障害者・障害児では、「親亡き後の障害者の権利を守る仕組みを充実する」が最も多く、次いで「障害者や病気をもつ人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」となっています。精神障害者では「障害者や病気をもつ人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」が最も多く、次いで「親亡き後の障害者の権利を守る仕組みを充実する」となっています。

表 今後充実してほしい施策（5つ以内で複数回答）

	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者	特定疾患医療受給者	障害児
	N=1,419	N=904	N=356	N=235	N=128	N=330	N=129
障害者や病気をもつ人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する	28.8%	28.1%	31.2%	34.9%	38.3%	26.7%	41.1%
親亡き後の障害者の権利を守る仕組みを充実する	25.6%	18.9%	49.4%	29.8%	55.5%	17.9%	55.8%
一般企業で障害者の雇用を増やすよう促す	17.7%	14.5%	18.8%	26.4%	25.8%	12.7%	28.7%
就労の訓練や体験の場を確保する	10.2%	6.7%	15.4%	15.7%	21.1%	7.0%	27.1%
介護サービスを充実する	30.9%	35.8%	24.4%	15.3%	16.4%	34.2%	21.7%
外出の際付き添ってくれるサービスを充実する	16.1%	16.9%	19.9%	14.9%	14.1%	20.6%	18.6%
機能訓練を備えた入所施設等を整備する	8.0%	9.0%	9.8%	4.7%	7.0%	8.5%	17.1%
グループホームやケアホーム等を整備する	14.5%	11.9%	26.7%	7.2%	21.1%	12.7%	20.9%
身体機能や生活能力向上のための訓練を充実する	9.3%	10.6%	8.7%	6.4%	10.2%	10.0%	14.7%
総合的な相談に応じる仕組みをつくる	14.7%	13.7%	16.3%	18.7%	18.8%	12.4%	17.1%
保健・医療体制を充実する	18.6%	20.0%	14.0%	18.7%	14.1%	22.1%	19.4%
障害者を支えるボランティアやNPO等を増やす	9.9%	8.1%	16.9%	11.9%	20.3%	6.1%	19.4%
仲間同士で交流できる憩いの場を充実する	8.7%	8.4%	7.9%	9.8%	10.9%	5.5%	14.0%
スポーツ、レクリエーション、創作活動の場を充実する	5.7%	5.0%	7.9%	6.8%	9.4%	4.5%	10.9%
障害者が外出しやすいまちをつくる	23.3%	24.9%	20.8%	19.1%	18.8%	24.2%	28.7%
災害や緊急のときに避難しやすいまちをつくる	18.8%	20.1%	19.4%	14.0%	14.8%	20.9%	20.2%
交通安全対策を充実する	7.7%	9.3%	5.6%	6.8%	5.5%	7.6%	8.5%
住宅の整備に関する補助と相談制度を充実する	7.8%	8.1%	7.3%	7.7%	3.9%	10.9%	6.2%
障害者向けの住宅を確保する	15.4%	14.3%	18.8%	16.2%	19.5%	15.2%	18.6%
退院・退所のための支援を充実する	5.2%	4.5%	4.5%	6.0%	2.3%	6.1%	6.2%
退院・退所後に地域で生活し続けるための支援を充実する	8.4%	7.9%	5.9%	13.6%	6.3%	7.6%	7.8%
コミュニケーションを保障するようなサービスを充実する	5.9%	5.4%	7.0%	8.5%	10.9%	3.3%	12.4%
その他	1.8%	1.3%	2.2%	3.8%	4.7%	1.2%	6.2%

資料：東大阪市障害者ニーズ調査（平成25年度）

11. 用語説明

【あ行】

●アウトリーチ

「手を差しのべること」の意味です。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない在宅や入院・入所中の要援護者等に対し、行政や医療、支援機関などが訪問し、積極的に働きかけることで、社会生活を支援する活動のことです。訪問支援を指します。

●医療ソーシャルワーカー（MSW）

保健・医療問題、患者・家族の心理・社会的問題を解決するために、専門的な技術を用いて援助を行います。また、関係諸機関や職員との連携・調整を行い、チームワークを推進する役割もあります。

●インクルーシブ（インクルージョン）

「包み込む」「包含する」という意味で、障害のある人も他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障害のある人を地域社会の中で包み込んで、ともに支えていくことをいいます。

●ADHD（注意欠陥多動性障害）

「Attention Deficit Hyperactivity Disorder」の略で、「注意欠陥多動性障害」のことをいいます。「注意欠陥多動性障害」とは、年齢または発達とは不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、日常生活や学業、就労などの社会活動に支障をきたすものです。

●NPO

NPOは、「Nonprofit Organization」の略。医療、福祉、環境、文化、まちづくりなどの多様な分野において、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動するボランティア団体などの社会活動団体をいいます。特定非営利活動促進法（NPO法）の認証を受けた宗教・政治活動以外の公益のために活動する団体を「NPO法人」（特定非営利活動法人）といいます。

●LD（学習障害）

LDは、「Learning Disorders, Learning Disabilities」の略で、「学習障害」のことをいいます。学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すものです。

●エンパワーメント

社会的・心理的な潜在的能力を活かして、能動的に力をつけていくことです。

●オストメイト対応障害者用トイレ

人工肛門・人工膀胱用の設備を備えたトイレのことです。

【か行】

●共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

●共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

●ケアマネジメント

障害者等に対して生活に必要な支援を行うために、必要とする支援等の希望を明らかにし、その上で、適切で効果的な保健・医療・福祉の支援・サービスを組み合わせ、サービス提供事業者等との連絡・調整を図ります。障害者の状態を継続的に見守ることで、包括的・継続的にサービス提供の体制を確保する支援の方法をいいます。

●高次脳機能障害

脳機能障害が原因で意思疎通の困難を示す障害である自閉症の症状があり、知的発達の遅れを伴わない場合をいいます。

●工賃

障害者の日中活動の場では、下請作業や自主製品の販売で収益をあげた場合、その対価を「工賃」として支払うことになっています。

●合理的配慮

合理的配慮とは障害者が他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいいます。

●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

高齢者、障害者、子どもなどの対象分野別の個別支援に対し、地域での福祉課題を総合的に把握し、要援護者の状況に応じて分野横断的に適切な支援を行うことをコミュニティソーシャルワークといい、複合的な課題や制度の狭間等、困難な状況にある人を地域福祉の視点から支援することを目的としています。そして、そのような役割を中心的に担う人を、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）といいます。

【さ行】**●災害時要援護者**

災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者等で、同居親族等による避難支援が受けられず、現に避難支援が必要な人のことをいいます。

●障害者就業・生活支援センター

就職を希望している障害者や在職中の障害者に対して、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業面と生活面の一体的な支援を行う機関です。

●障害者ニーズ調査

平成25年7月25日～8月9日に実施した「第3次東大阪市障害者プランに関する調査」のことです。

●ジョブライフサポーター

障害者と一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練を支援したり、職場内の人間関係の調整等にあたることで、職場環境等への適応を支援する指導員のことをいいます。

●心神喪失者等医療観察法（医療観察制度）

心神喪失または心神耗弱の状態で、重大な他害行為を行った人を対象とした社会復帰促進の制度のことをいいます。

●生活の質（QOL=quality of life）

QOLは「生活の質」、「人生の質」、「生命の質」と訳されます。障害者の生活内容を、日常生活動作（ADL）の改善や向上にとどまらず、満足感や安心感、また生きがいといった非物質的、精神的な要素をも含めてとらえる概念のことをいいます。

●成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活できるように、後見、保佐、補助により支援を行う制度です。

【た行】

●地域活動支援センター

地域生活支援事業の一事業で、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設のことをいいます。

●地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス等を行うものです。

●地域包括支援センター

介護保険法の改正に伴い、平成18年度から創設された機関で、地域の高齢者を中心に、住民の心身の健康維持や介護予防、総合相談、権利擁護や虐待防止などの業務を担います。各市町村において高齢者の生活圏域を設定し（日常生活圏域）、おおむねその圏域を単位として設置されます。

●通級指導教室

通常は地域の通常学級に在籍しており、コミュニケーション能力障害等でコミュニケーション力をつける必要がある子どもやLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）の障害のある子どもを対象として、障害の状態を改善・克服するための自立活動を中心に、必要に応じて各教科の補充指導を行うための教室です。

●特別支援教育

障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うことをいいます。地域のニーズに応じて、設置者の判断により、複数の障害種別に対応した教育的支援を行う学校の設置が可能となり、そのような学校を支援学校と呼んでいます。

●トライアル雇用

障害者を短期の試行雇用で受け入れることです。

【な行】**●難病**

「原因は不明で治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病」や「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」とされています。

●ノーマライゼーション

障害者の人権や尊厳性は障害のない人と同じであり、障害の有無に関係なく平等に生活できる社会こそノーマルな社会であるという理念にもとづいて、ともに地域で生活することができる社会を目指そうとする考えのことで、本市では障害の有無にかかわらず、市民が相互に個性を尊重し、平等に生活し活動できる社会を目指しています。

【は行】**●発達障害**

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）を中心とする脳機能障害のことをいいます。

●バリアフリー

障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいいます。段差等の物理的障壁の除去と、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味の両方があります。

●ピアカウンセリング

障害者が、自らの体験に基づいて、同じ悩みや障害のある仲間の相談に応じ、相談者自身で問題の克服を図ることをいいます。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、一定数以上の規模の企業等に対して、一定の割合の障害者を雇用する義務を課すものです。

【ま行】

●民生委員・児童委員

地域において、住民の身近なところで相談援助や生活支援等を行う民間の委員。民生委員法・児童福祉法に基づき国から委嘱されるもので、準公務員として位置づけられます。

●メンタルヘルス

こころ、精神にかかわる健康を保つことです。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

バリアフリーと近い概念ですが、バリアフリーが高齢者、障害者、外国人等の活動にバリアとなるものを取り除くことを主眼としているのに対し、ユニバーサルデザインは特定の人の利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品、建築、空間などのデザインのことを表します。ユニバーサルとは直訳すると「普遍的」という意味で、当初からすべての人が使いやすいように普遍的な機能を組み込んでおくという考え方に立ちます。

●要約筆記

聴覚障害者への情報提供手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えることをいいます。

【ら行】

●ライフステージ

人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉。人生の段階をどのように区分するかについてはいろいろな考え方がありますが、一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期といった区分が多く用いられます。

●リハビリテーション

心身に障害のある人が能力を最大限に発揮することができ、その自立を促進するために行われる専門的技術のことをいいます。

●療育センター

通園療育部門（第一はばたき・知的障害児、第二はばたき・肢体不自由児）、診療部門、相談部門の3部門からなる、障害児の療育のための総合的な施設です。

第3次東大阪市障害者プラン

発行 平成26年3月

東大阪市 福祉部 障害者支援室

大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3184

FAX 06-4309-3815

e-mail shogai@city.higashiosaka.lg.jp

絵画提供 社会福祉法人若草会